

(第一類 第三號)

衆議院第一回常会議  
法務委員会

101

議 錄 第 六

同(二見伸明君紹介)(第一一六四六号)  
同(山中邦紀君紹介)(第一一六四七号)  
同(秋葉忠利君紹介)(第一一七〇三号)  
同外二件(上原康助君紹介)(第一一七〇四号)  
同(小森龍邦君紹介)(第一一七〇五号)  
同外二件(斎藤一雄君紹介)(第一一七〇六号)  
同(二見伸明君紹介)(第一一七〇七号)  
同(中山邦紀君紹介)(第一一七〇八号)  
同(緒方克陽君紹介)(第一一七〇九号)  
同(小林守君紹介)(第一一七五八号)  
同(関晴正君紹介)(第一一七五九号)  
非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する  
請願(大出俊君紹介)(第一一七五六号)  
は本委員会に付託された。

○浜野委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所今井民事局長から出席説明の  
要求がありますので、これを承認するに御異議あ  
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○浜野委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのとおり決しました。

○浜野委員長 内閣提出、商法等の一部を改正す

る法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村巖君。

○中村(巖)委員 本日の議題は商法等の一部を改正する法律案並びに商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、こういうことがありますけれども、戦後も商法の改正というのはたび重なっているわけでございまして、最近でも平成二年に改正がなされたところでございます。殊に、最近の改正というのは商法の部分部分をとらえて順次改正をしていくこというようなやり方でやられているようと思うわけでございまして、先般平成二年の改正でも商法のある一部分について、特に大小会社の区分というかそういう問題についてなされたわけですが、今回の改正は、その内容を見ますと三点にわたっているというふうに思われるわけでございまして、一つは個別株主権の強化、こういうことで二つの制度改正がなされ、それからさらに監査役制度についての改正、さらにはまた社債制度についての改正、こういうことでございます。

これを見ましても、やはりある点をとらえて、こここのところだけは部分的に今回はやろう、こういうことではなされているようと思われるわけでございます。したがいまして、今後ともまた二年あるいは三年置きに別の部分の改正というものがやられるのではないか、こんな感じを持つてているわけでありますけれども、まず、今回の改正に当たりましてこの三点にとりあえず限定をしてやられたという、こういうことがなぜであるのかということをお聞きをしたい。

同時に、今回の中村君の意見を参考にさせておるところでは、自社株の取得制限の緩和、こ

ういうことも加えて出してこられるのではないのか、こういうふうでございましたけれども、実際にはこれは出されておらない、こういうことでございまして、この点についてなぜ今回これを出すに至らなかつたのか。

今申し上げました二点についてお伺いをしたいと思います。

○清水(蓮)政府委員 様 答えいたします。

まず最初の、今回の商法の改正の理念と申しますか目的と申しますか、そういう点でございますけれども、御承知のように、現在の商法は明治三十二年に制定施行された。その前に、ヘルマン・ロエスレルといふドイツから来た人がつくった、明治二十三年でございますが、旧商法というものがございまして、それが明治二十六年に一部施行されたという経緯がござりますが、明治三十二年の法律が新商法でございます。戦前の商法というのはそれほど大きな改正はございませんでしたけれども、昭和十三年に大改正がされたということは御存じだと思います。ところが、戦後、日本の經濟が戦災による復興を経て急速に発展するのに対応いたしまして、商法の改正が非常にしばしば行われるようになつたわけでございます。

こういう状況の背景には、商法が必ずしも経済の進展にうまくマッチしていないというよ

うな根本的な認識があるわけでございますけれども、特に非常に重要な問題となりましたのは、昭和三十年代に日本の経済的高度成長が始まつて、大企業がいわゆる粉飾決算というようなことで倒産をして、従業員に迷惑をかける、下請企業に迷惑をかける、会社債権者に迷惑をかけるというようなことが非常に顯著になつてきたわけでございます。それ流れてあるといふふうに申し上げることができます。

従業員に迷惑をかける、会社の監査制度あるいは会計制度といふものについて抜本的な改正を加える必要があるというのが戦後商法の一つの改正の流れであるといふふうに申し上げることができます。それとの関連におきまして、株主の権利を強化する、株主がもっと会社の経営にタッ

チして会社の企業行動というものの公正、適正を図る、こういうことが一つの重要な問題である、こういうふうに認識されたというふうに私どもは考えております。

そういうことから、実は昭和四十九年の商法改

正で、監査役制度についてまさに抜本的な、ほとんどの従来の考え方を百八十度転換するような形での

監査制度の改正というものが行われたということ

は御存じだと思います。公認会計士等の監査法人による大会社についての監査制度の強制という相

当革命的な改正が四十九年にされました。

ところが、この監査制度につきましては、そ

れでも例えればロッキード・グラマン事件だとかあるいは先般の金融・証券等の不祥事等がいろいろあ

るわけでございますけれども、まだ四十九年

改正では足りない面があるのでないかというよ

うなこと、つまり四十九年の大改正を踏まえてや

や足りない点があるというところから、昭和五十六

年に監査制度の充実強化を図つて、ほぼこれに

よつて我が国の商法における監査役の権限という

のはほとんど一〇〇%強化されたということが言

えるわけでございます。

ただ、しかしながら、その後も実際に監査の事

務に当たる監査役さん方の御意見とかいろいろな

社会情勢というものを踏まえまして、せつかくい

るいろいろな武器を与えられたけれども、それを

うまく行使することができない、こういうような

問題の指摘がございまして、さらにそれを一步進

めるという意味で、今回監査役の任期を伸長して

地位の安定を図る、あるいは大会社について監査

役の員数をふやす、あるいは監査役会という組織

によって、いわば取締役、経営執行陣にしっかりと

した意見を申し述べることができます。

個別に申しますとそういうことになるわけでござ

りますが、実は昭和四十九年の商法改正の際

に、法務委員会、衆議院の当委員会におきまして、

それから、もう一つの問題である株主制度の強

化の問題。日本の企業というのが実際問題としては経営陣に支配されて、株主の利益というものが必ずしも重視されておらないのではないかというようなことがかなつてから問題になつていただけでございますけれども、これをどうするかということが一つの重要な問題でございました。

そこで、例えれば四十九年改正でもしかりでござ

いますけれども、五十六年改正におきまして、株

主会制度の抜本的な改善を図る、例ええば株主の

提案権、質問権というようなものを株主総会にお

ける権利として明定をするというようなことが重

要な改正项目になつてきたわけでございます。

アメリカとの関係が非常に緊密になるに従いまして、

しかし、それでもなお我が国の株主の地位とい

うのは十分に守られていないのではないかというよ

うな指摘がございました。これは、例ええばアメ

リカとの関係が非常に緊密になるに従いまして、

しかし、それでもなお我が国の株主の地位とい

うのは十分に守られていないのではないかというよ

うな指摘がございました。これは、例えればアメ

リカとの関係が非常に緊密になるに従いまして、

しかし、それでもなお我が国の株主の地位とい

うのは十分に守られていないのではないかとい

うな指摘がございました。これは、例えればアメ

まして、どういう理由でこの取得の規制を緩和するのか、あるいは取得事由によって制限を設けるのか設けないのか、あるいは取得をする場合の財源とか数量について規制を加える必要があるのかないのか、あるいは取得する場合でもこれはオーバーのマーケットから取得するというよう有限定をするべきなのかそうではないのか、あるいは一たん取得した自己株式を長期保有するということを認めるのか認めないのか、認めるとすれば新株発行との調整をどうするのかというようなもろもろの問題、あるいは企業会計上どういった形で処理をするのかというような問題が次々に出ているわけをございまして、こういうような問題について問題点を整理いたしまして、現在関係方面に意見交換会をしているところでござります。

私どももいたしましては、こういう意見がどういう形で出てくるかまだわからない状況でございますけれども、そういう回答を踏まえまして、できるだけ速やかに、できるならば次の通常国会に何らかの形で結論を出してみたいというふうに考えまして、日下鋭意努力をしておる。こういう状況でございます。自社株取得の問題については今回見送りになつておりますけれども、そういう状況であるということをございます。

○中村(慶)委員 今次改正の理念について丁寧に御説明をいただきました。社債制度のことはお触りにならなかつたわけありますけれども、今のような状況の中でまた二、三年後には合併・分割等の問題等々が出てくるだらうと思いますし、平成二年改訂の際にも改訂すべく取り残された部分といふものがあるわけでありますけれども、それもまた早晚何か解決をしなければならない、こういう問題になつてこようかと思われるわけでござります。

それはそれとして、自社株取得の制限緩和問題というものは、一つには何か、かつて株価が低迷して、今はちょっと低迷しておりますせんけれども、株価を底上げするというか、そういうような目的で自社株取得制限緩和をやろうというような考え方

方もあるったわけでございます。やはり自社株取得制限をある程度緩和することは、それはそれでいいと私は思いますけれども、そんな変な目的でやるというのはよくないことである。しかも、慎重にやらないとそれこそいわば株価操作のもとにになつてしまふ。こういうことで、ぜひその点は法務省としても慎重に考えていただきたいというふうに思つてゐるところでござります。

次に、今回の商法改正の中の、社債制度の問題は別としてそのほかの問題については、從来も日本構造協議の中で取り上げられてきた問題が、別にアメリカが言つたからどうということではないでしようけれども、今度の改正として取り上げられている、こういうことでござります。これで日本構造協議の問題すべてをクリアした、こういうことにはならないだろうと思いますけれども、一部は今回の改正に取り入れられているわけです。あと日本構造協議で問題になつた事柄というのはどういうものがあるのか、それらのうち今回取り上げられなかつた問題については今後どうしていくお考えなのか、その辺を伺いたいと思ひます。

○清水(滋)政府委員 先ほど社債のことについてちょっとと私失念してしまいましたけれども、社債については、やはり企業の資金調達の合理化といふ面から、実は昭和四十年代から問題が提起されてきておりました。ただ、この発行限度規制を撤廃するということだけでは済まない、もしそれを暫定的に発行限度をふやすという社債発行限度暫定措置法というものを当委員会で御審議を願つたという経緯がござります。この点についてはまた詳しく述べておきたいと思います。

今回の商法の改正で取り上げた事項のうち、例えば代表訴訟制度の改善だとかあるいは社外監査役、アメリカには監査役制度というものはございませんで、取締役会が中心で、取締役会が会社の業務の監査機能を持つておるということをございますから、アメリカの場合で申しますと社外取締

役というような概念になるわけでございました。日本では監査役という制度がございますので、社外監査役というような形で今回の法案に盛り込んでおりますけれども、そういうよつた点についても大変厳しい議論が日米構造協議でございました。そのほかには、例えば株主の帳簿閲覧権の問題。アメリカでは監査制度というものはございませんで、日本では監査役が会社の業務あるいは会計の監査をするということになりますが、アメリカではいわば株主の直接監査ということになりますけれども、そういうよつた点についても大変厳しい議論がございました。そこで、日本はその点非常に厳しい。これは監査制度というものがあるからだという説明がされているわけでございますけれども、そういうふうなものが日本では厳しいのではないか、もう少し緩和すべきである、こういうような問題、いろいろな問題が指摘されました。

さらには、会社の合併の彈力化の問題だとか、あるいは私どもとしては、日米の関係法律の食い違ひのためにとてもそういうアメリカの要求には応じられないというような形で拒絶した問題も多々あるわけでございます。一応将来の問題として私どもさらに検討したいというふうにアメリカ側に要求して、今回の改正法の中にそのままでは取り込まれていらないというような問題といたまではしては、先ほど申し上げました会社の合併法制の弾力化だとあるのは会社法におけるディスクロージャー制度の拡充。例えば今回の株主の帳簿閲覧権の要件緩和というのも一種のディスクロージャーの拡充でございますけれども、もつと広い意味におきまして会社の財務状況を広く一般国民に知らせるというような意味でのディスクロージャーということになりますと、これは証券取引法の問題でもあり、商法の問題でもございますが、そういうものについての対応が今回の商法の改正では漏れておるというような問題。

それから、アメリカ側が強く指摘いたしました株式の相互保有の問題、これはいわゆる企業の委

列問題の法的な側面という形で指摘された問題でござりますけれども、相互保有との関連におきまして、先ほど委員御指摘の自社株取得の規制というものの位置づけ、そういうものについての検討をアメリカ側が迫ったというような状況がござります。そういうものについては今回の改正では触れられてはいないという状況になつてゐるわけでございます。

会社法につきましては、かねて御説明申し上げましたとおり、昭和四十九年以來計画的な改正作業を進めているわけでございまして、現在主要なテーマとして、日米構造協議でも問題になりました会社の合併・分割、この分割が非常に難しい問題を含んでおりますけれども、分割法制の簡素合理化というような問題、さらには全体的に会社の組織の機構、管理の問題、それから中小規模企業における計算の適正確保の問題等々、非常に多くの問題があるわけでございまして、自社株問題もそのうちの一つでございますが、そういうものの総合的な検討作業を現在は進めておる、こういう状況になつてゐるわけでございます。

○中村(慶)委員 そつすると、私が御指摘申し上げたように、やはりまた二、三年後には商法を改正しなければならないということになるわけですね。

あと、日米構造協議の中でアメリカが強く言つていた一つは累積投票制度の復活、こういうことをかなり強く言つていたのじやないかというふうに思われますけれども、今申し上げた近くまた改正があるという部分と累積投票制度についてはどう考へておられるのか、その点をお伺いいたします。

○清水(滋)政府委員 会社法につきましては、昭和四十九年以来計画的に問題点を取り上げまして、現在改正作業を進めているわけでございまして、合併法制などについてはかなりの煮詰まつた議論がなされております。分割についてはまだまだだちよと足りないという点がございます。したがいまして、自社株の問題だとあるいは中小規模の企業における計算の適正化の問題だとか合併

法制の問題、これは今回の法改正の問題とは違う問題でございますので、いずれ二年あるいは三年後にはまたその部分についての改正案の御審議をお願いしなければならない、こういうふうに考えております。

累積投票の問題につきましては、私も日米構造協議に出席しておりますので、当初アメリカ側が非常に強く要求した制度でございます。実はこれは昭和二十五年にアメリカの商法をまねして日本に導入をした制度でございますけれども、実際問題としては日本ではそれほど有効機能をしていない。累積投票という制度によりますと、非常に少數の株主でも取締役を会社の経営陣の中に送り込むことができる、こういうメリットがある、つまり少數株主を保護するための制度である、こういうふうに説明されているわけでございますが、実質的には会社の中に派閥的対立を持ち込む結果になる。利益を追求する企業体としてみんなが一致団結してやつていかなければならぬ会社の経営陣の中に一種の党派的な対立を持ち込むという要素があつて非常に問題が多いというようなことがかねてから指摘されておりまして、私の記憶が正確しければ、これは昭和四十九年の商法改正の際に定款でそういうものを排除することができるようになっています。

実質的には日本では廃止をしたということになりますが、米構造協議の過程の中で、アメリカ側がその復活を求めました。ところがしかし、アメリカでも実はこの累積投票制度というものは非常に問題があるということで多くの州がこの廃止に踏み切つておりますので、アメリカ側がそういう問題を提起した時点におきましては、たしかアメリカではわずか十三州の州においてしかこのような制度を採用していない、その他の多くの州はこれを廃止してきた、こういう歴史があるわけでございまして、私どもも、そういうふうなアメリカにおける累積投票制度の歴史みたいなものを指摘しまして、復活することは困難である、こういうようなことを申し上げまして、この

問題は、私どもとしては今のところ、再びアメリカ側が日本に強く求めてくる問題ではないといふに認識をいたしております。しかし、例えば会社の株式を二十数%持てば取締役のうちの何分の一かはその派が占めることができるというような問題があるわけでございまして、今後どういうふうに展開することになるかわかりませんけれども、現段階では一応解決済みの問題であるというふうに私は認識いたしております。

○中村(慶)委員 それでは、改正点の中身に入つていただきたいと思います。

まず第一に、二百六十七条でありますけれども、株主の株主権の強化のために株主の代表訴訟について制度を改める。それについて、従来から二百六十七条というものはありましたけれども、実際にはほとんど利用されていないのではないか。株主が取締役の責任を追及して訴訟を起こすということは現実には件数としては余りないのでないかというふうに思われますけれども、まずその点で、第一に裁判所の方に、株主代表訴訟というものが近年どういうふうに、どのぐらい提起をされているのかということをお伺いいたしたいと思います。

○今井最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

この株主代表訴訟でございますが、実は私どもの定期的な統計ではこういうのに限つてはとつてはおらないのでございますが、取り急ぎ、昨年の未でございますが、その係属件数を調べました。これも地方裁判所の本部について取り急ぎ調べたわけでございますが、その件数を申し上げます。昨年の十二月三十一日現在に係属しております株主代表訴訟、これは全国で三十一件というところでございます。そのうちほとんどは株式会社の取締役についての責任追及の訴えであります。うち二件は有限会社の取締役、一件は株式会社の監査役ということになつておるわけでございま

○中村(廢)委員 その件数が多いのか少ないのか、ということになるいろいろ議論はありますようですが、けれども、アメリカあたりでは株主代表訴訟というのが非常に濫用されている、こういうことが問題であります。いわばこれは一株の株主でも提起ができるわけありますから、本当はもっともっと訴訟が起こつていいはずのものであるとうふうに思つております。それがなかなか起つてこないというのは制度そのものに欠陥があるのか、こういう問題ですけれども、訴訟物価額の問題、今回価額を、従来のいろいろな議論があつた中から、訴訟物の価額の算定不能という形で貼用印紙が極めて低額で済むというふうに改正されましたけれども、それだけで事は解決するのかどうかということが問題であります。何で日本ではこういう株主代表訴訟が少ないのであるのかと云ふことを少し考えてみたいと思うわけで、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたい。

それと同時に、今回それを少しでも何とかしたいという思いかどうかわかりませんけれども、二百六十七條の訴訟物価額の問題が出されてきたわけでありますけれども、そのほかに「訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ」はそれを会社に請求することができるんだ、こういうふうなことも加えられたわけであります。それがどういう意味を持つのかなという感じもするわけで、既にしてこの二百六十八条ノ二の中で弁護士費用といふものについてはこれは請求できるとなつておるわけです。そのほかに、今申し上げたような部分をつけ加えて大したことはないのではないか、ほとんど問題にならないのではないかというふうに思いますけれども、その内容としてどういうものを想定されいるのかということについてお尋ねをいたします。

○清水(湯)政府委員 アメリカでこの代表訴訟というのが非常に多く利用されておる、むしろ濫用の弊害がある。つまり、本当の正しい意味での代表訴訟の提起ではなくて、会社に對していろいろ表

な不当な要求をするための手段としてこのような訴訟を起こすということがよく文献などで指摘されています。そういうことの背景には、一つには、アメリカは訴訟社会というふうに言われ方があります。果たして訴訟社会というのがいかなることを意味するのかわかりませんが、弁護士の数も多くて非常に訴訟が多く提起されている事実がある、そういうアメリカの国民の訴訟というものについての考え方があつ背後にあるのだろうと思います。

それからもう一つは、これは必ずしも実証的に証明されているというわけではございませんけれども、先ほどちょっと私が申し上げましたように、日本では監査制度の充実強化というものが図られまして、あるいは公認会計士等による会計監査人制度というものがかかりまして、会社の業務運営のかなり厳しいチェックがされている。それにもかかわらず不祥事が起つているのは何事か、こういうことがござりますけれども、戦後の累次の改正によりまして監査制度がようやく有効な機能を果たしつつあるというふうに私どもは実は思つておるわけでございます。それでもしかし、不祥事は現実に起つておりますから問題はござりますけれども、そういうような面がござります。

ところが、これに対しても、アメリカでは監査制度といふものがございませんで、会社の業務のチェックというのは株主みずからがする、こういうシステムになつております。例えば、先ほど来て問題になつております株主の帳簿閲覧権の問題。日本では今回発行済株式の百分の三以上の株式を持つていないと帳簿閲覧をすることができないということになつておりますが、アメリカは、州によつて会社法が全部違いますのですべてがそうであるといふうに断言はできませんけれども、一株の株主でも会社の会計帳簿を閲覧することができる、こうなつております。それはやはり、日本では株主による会社のコントロールということよりか、株主総会で選ばれた監査役が会社の業務の

適正運営をチェックするというシステムをとつてあるということとの関連においてそういうことになつておられるのだろうと思うわけでございます。したがいまして、監査制度を欠くアメリカにおきましては、そういうた代表訴訟という形で訴訟を提起して会社の不正をなくす、こういうようなことにどうしてもなつていかざるを得ない。特に歴史的に日本とは違いましていろいろな国から多数の方が来ておられるというような社会構造でござりますので、話し合いで解決といふよりか訴訟によつて解決をするということになりがちだといふことを言つてゐるわけでござりますけれども、そういうようなことが一つの背景にあるのでも、そういうようなことが非常に数が少はないか。

日本ではしかし、そうはいつても非常に数が少な過ぎるのではないかといふようなことがまた一面では言つてあります。実は、この日米構造協議におきましても、本当に株主の権利をきちっと守らうと思えば代表訴訟を活用するというのは唯一残された道ではないのか、なぜこういう形で訴訟が日本では起きないのか、逆に起らなさ過ぎるというような意味での指摘がございました。アメリカは起り過ぎる、こちらは起らなさ過ぎる、こういうような問題意識だつて思ひます。

そういうことから私ども、この代表訴訟制度の活性化ということについてはどうしたらよし

いかというようなことで、例えばこれまで昭和五十三年十二月の法務省の民事局参事官室の試案で、例えは取締役の責任追及について査定制度を導入するというよなことを考えたらどうか、あ

れども、非常にこれを低額化して、現行の訴訟費用であれば八千二百円の印紙を張れば訴訟を起こすことができるということ、それから最後にお尋

ねの「訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノ」も会社に請求をすることがあります。こういうことにいたしたわけでございま

す。

勝訴した株主がいろいろな費用を使つた、それが訴訟費用であるものについては敗訴者が負担しますから、これは別に会社に負担を求める必要がない。また、現行法ですと弁護士費用で相当なものには会社に請求することができるわけでございませんが、それでも現実の訴訟ということになりますと、その株主の方でそのため事前にいろいろな準備をしなければならない。弁護士さんのところへ持つていく前の段階においては、それも具体的な事実関係を調査したり、あるいは弁護士さんの事務所に行くためにいろいろな旅費も使つたり、書類を集めるためにいろいろな役場に行つたり会社に行つたりといふようなことで相当の費用を使う、

あるいはいろいろな申請書類をつくるために司法書士さんにも相当の報酬を払わなければならぬ、こういうようなものがあるわけでござりますが、これは弁護士費用ではないということをご存じます。

本来の狭い意味での訴訟費用のほかに、あるいは狭い意味での弁護士費用のほかに、現実に訴えを提起しようといつしますと現実にはそういう相

当の調査費用がかかる、そういうようなものにつきましても、勝訴をした場合には、これは会社のためにやつたわけでござりますから、現実にはそういう相

当の調査費用がかかる、そういうふうにしまして、現実に一割の株式を持つといふのはこ

れは大変な大株主である、こういうことは全く御指摘のとおりだと思います。それを今回、一〇%から三〇%までに要件を下げたわけでござります。

その三〇%でも、大会社について考えますと三〇%の株式を持つといふのは大変なことだ、まさに御指摘のとおりだと思います。大変な巨大会社について考えますとそういうことが言えるかもしませんけれども、しかし必ずしもそうではないといふ

ような規模の会社もあるわけでござります。私ども計算というかいろいろな経済関係の本などを読みますと、相當数の者が閲覧権者として出てく

ります。アメリカ流の会社制度の考え方とは

ござりますと毎年定期に出す有価証券報告書とい

うようなものがございまして、それに相当詳細な

会社の業務の中身に關する事が記載されておりま

す。そういうものがまた一般の公衆の閲覧にも

密といふか、全部裸にされてしまつたらとても

じやないという部分もあることはあるわけであり

ますけれども、やはり株主にしてみれば、もう

ちょっと公開をしてもらえないのか、ディスクロ

ージャーをしてもらえないのか、こういうこと

がある。その両方の要請の谷間にこの問題はある

わけでありますけれども、百分の三にしてみまし

たところで、二百九十三条ノ六、七にそのほかの

実質的な制限条項というかそういうものがありま

して、なかなかこれは実際に公開されることがないのではないか、こういうふうに思われます。そ

の点いかがですか。

○清水(滋)政府委員 この株主の会社帳簿の閲覧権が從来ですと十分の一ですから、発行済株式の

総数の一割を持つていなければ会計帳簿の閲覧ができない、こういうことになつておるわけでござ

いまして、現実に一割の株式を持つといふのはこ

れは大変な大株主である、こういうことは全く御

指摘のとおりだと思います。それを今回、一〇%

から三〇%までに要件を下げたわけでござります。

その三〇%でも、大会社について考えますと三〇%の株式を持つといふのは大変なことだ、まさに御

指摘のとおりだと思います。大変な巨大会社について考えますとそういうことが言えるかもしませんけれども、しかし必ずしもそうではないといふ

ような規模の会社もあるわけでござります。私ども計算というかいろいろな経済関係の本などを読みますと、相當数の者が閲覧権者として出てく

ります。アメリカ流の会社制度の考え方とは

ちょっと違つた日本の会社法というものの全体の

仕組みの中で考えますとこの程度のものが合理的

な権利が認められておるというようなことでも

商法の中でいろいろな株主の権利が、百分の三と

いうような持株数を要件として取締役の解任請求

の前提でござりますので、やはりそういうものが

ござりますか。

ただ、問題は、株主の会計帳簿の閲覧権とい

う一体何のためにあるのかといふことでござ

いまして、一般的の企業の財務内容のディスクロー

ジャーというのは、例えは貸借対照表とか損益計

上では、要するに「会社ノ業務ノ運営若ハ株主共同ノ利益ヲ害スル」ときは見せなくてもいい、あるいはまた、見せろというためには部分を限定したりとか理由書を付せとか、そういういろいろな制限があつて、やはりそれはもう少し緩和しなければいけないのでないかな、こんな感じがするわけあります。

次に、監査役制度でございますけれども、監査役制度については大変問題があるわけで、詳細に聞きたいわけありますか、時間がないので聞けないわけです。根本的に言わせてもらえば、確かに法務省は一生懸命になつて監査役制度の強化ということをやつてこられたけれども、結局、平たく言えば、監査役というのはだれが選ぶのか。それは法律の上では株主総会が選ぶことになりますけれども、その株主総会にこういう人を監査役にしたいと提案するのはだれかといえば、それは取締役あることが、取締役会の業務が不適正であるといふようなことは言いにくく決まっていることであります。

だから、これを抜本的に本当は考え直さなければいけないのじやないか。例えば、監査役を監査役会で選ぶんだとか、あるいはまたそのほかの方法で選ぶとか、あるいはまた監査役については先ほどどの累積投票制度を用いるとか、何かその辺のことを抜本的に考えないと、やはり監査役制度といふのは十分に機能しないではないか。それが証拠に、税法上で使途不明金というものがいろいろ言われておりますけれども、使途不明金なんといふものは本当に監査の段階で指摘がなされなければならない、こういうものだらうと思うわけあります。使途不明金の議論をしているとなかなか難しいことになりますので、これが違法であるとか取締役会の業務執行としてどうなかという議論は省略しますけれども、やはりそういうものも本来的には税務署から指摘をされる以前に監査の

段階で明らかになつてこなければならぬだらう、こういうふうに思います。

質問としては、この監査役制度というものを、今までの考え方の延長線上でいくのではなくて、抜本的に考え直すことは考えておられないのか、その辺を伺います。

○清水(満)政府委員 この会社法というものの法的性格というか、それをどういうふうに考えるかということともつながつてくると私どもは思いますが、会社というの、御承知のように、営利目的一とする社団でございまして、一定の株主が資本を提供して企業活動をし、それによつて利益を上げ、それを株主に還元する、こういうのが簡単に申しますと会社でございます。そういう場合に、会社が資本を提供する株主の利益を守り、あるいは取引先の債権者に迷惑をかけない、あるいは、会社は多数の従業員によって企業活動を維持しているわけでございますから、従業員の利益もきちんとした形で守る、こういう仕組みになつているわけでございます。

そういう全体の仕組みが適正に公平に、不法・不正行為が行われないよう、ワーカーをするということが大事でありますと、そのためには会社の内部機関として株主総会という機関があり、それから選任された取締役会という機関があり、さらに取締役会によって選任された代表取締役というものがある。そういう執行機関をチェックするためには、さらには会社の内部組織として株主総会で選任された監査役があり、監査役にはそれにふさわしい権限が与えられており、そういうような仕組みをつくるのが会社法の目的でございまして、具体的にそういうような行為について法務省が監査をしたりいろいろな是正措置を講ずる、こういうようなことは会社法は予定していない、あくまでも提案であり、従来もそういうような議論がされた監査役を選ぶ、そしてそれを候補者として株主総会に示して株主総会の承認を受ける、こういうよけでございます。

立派な監査役を選ぶために、例えば監査役会で監査役を選ぶ、そしてそれを候補者として株主総会に示して株主総会の承認を受ける、こういうよけでございます。

○中村(慶)委員 運用面が悪いからこそ法律上の制度を何とかしなければならぬというのが本当のところだろうと思ひますけれども、その辺については時間がないのでそれ以上議論をいたしません。

次に、社債制度の問題に入つていくわけでありますけれども、社債制度の今回の改正は、発行限度額を撤廃してしまおう、こういうことでございまます。それだけを考えてみると、限度額を撤廃したら社債を過大に発行して、そのためには社債そのものの償還できぬ、社債の債務超過というか、それが議案として株主総会に諮つて株主総会で監査役を選任するというシステムは、取締役会で監査役の候補者を決めますけれども、実は監査役は取締役会に出席する権利があるわけございまして、また意見を陳述する権利がある、また株主総会に諮る監査役候補者につきましても、監査役の立場からその人が適当であるかどうかということについて意見を述べることができます。したがいまして、私どもは、そういうことについて意見を述べてございまして、制度的には十分に監査役が活動

が十分に活動して十分な権限を持つということがまず第一、そしてその権限を十分に行使することができるというようなシステムをつくるということが大事、そういう意味での制度は十分に用意をしなければならないと思つてゐるわけでございま

す。

ただ、実際企業の動きを見ますと、多くは社長の意に沿うような人が監査役になつていると、企業の問題といふことについては十分に配慮といふことを考えておりますけれども、その運用面においては種々の問題があるということは、私ども十分に承知いたしておりますところでございます。その辺を今後どうするか。会社法という一つの組織法の枠組みを離れた全く第三者の機関からそういうようなものを持つてくるということになりますと、やはりこれは株主総会といふものの意思を離れた形で監査役を選任することになりますので、問題が生じないか。これは今大会社について認められております訴訟といふような形でこれは利用しやすくなると私どもは考えておりますけれども、そういうような形では正を図つていくということにならざるを得ないのではないか。制度上の改善の問題と運用面の問題、二つあるわけございまして、運用面については、これは法務省ではなかなかできないことができないならば、株主の方から、今回代表訴訟といふような形でこれは利用しやすくなると私どもは考えておりますけれども、そういうような形では正を図つていくことにならざるを得ないのではないか。制度上の改善の問題と運用面の問題、二つあるわけございまして、運用面については、これは法務省ではなかなかできないことができないならば、株主の方から、今回代表訴訟といふような形でこれは利用しやすくなると私どもは考えておりますけれども、そういうような形では正を図つていくことにならざるを得ないのではないか。制度上の改善の問題と運用面の問題、二つあるわけございまして、運用面については、これは法務省ではなかなかできないことができないならば、株主の方から、今回代表訴訟といふような形でこれは利用しやすくなると私どもは考えておりますけれども、そういうような形では正を図つていくことにならざるを得ないのではないか。制度上の改善の問題と運用面の問題、二つあるわけございまして、運用面については、これは法務省ではなかなかできないことができないならば、株主の方から、今回代表訴訟といふような形でこれは利用しやすくなると私どもは考えておりますけれども、そういうような形では正を図つていくことにならざるを得ないのではないか。制度上の改善の問題と運用面の問題、二つあるわけございまして、運用面については、これは法務省ではなかなかできないことができないならば、株主の方から、今回代表訴訟といふような形でこれは利用しやすくなると私どもは考えておりますけれども、そういうような形では正を図つていくことにならざるを得ないのではないか。制度上の改善の問題と運用面の問題、二つあるわけございまして、運用面については、これは法務省ではなかなかできないことがある。そういう執行機関をチェックするためには、さらには会社の内部組織として株主総会で選任された監査役があり、監査役にはそれにふさわしい権限が与えられており、そういうような仕組みをつくるのが会社法の目的でございまして、具体的にそういうような行為について法務省が監査をしたりいろいろな是正措置を講ずる、こういうようなことは会社法は予定していない、あくまでも提案であり、従来もそういうような議論がされた経緯もないわけではございません。しかし、今のシステムは、取締役会で監査役の候補者を決めますけれども、実は監査役は取締役会に出席する権利があるわけございまして、また意見を陳述する権利がある、また株主総会に諮る監査役候補者につきましても、監査役の立場からその人が適当であるかどうかということについて意見を述べることができます。したがいまして、制度的には十分に監査役が活動

い  
わ  
け  
で  
あ  
り  
ま  
す。

その点で大蔵省にお聞きをいたしたいと思  
いますけれども、現実にどういう会社がどのくらい  
の量の社債を発行しているのか。どういった社  
債を発行しているのかという問題もありますけれども、社債は、日本の企業の企業金融といいます  
か、そういう中でどういう地位を占めているのか、その辺のことをお聞かせいただきたいと思  
います。

次に、このような発行状況が企業金融に占める地位、こういうお尋ねでございますが、この点につきまして、我が国企業の資金調達に占めます社債発行の割合について見てまいりますと、いわゆるセキュリティーションと申しましようか、間接金融から直接金融への流れとか、特に最近においては、現在の金融情勢あるいは株式市場の状況のもとで株価等に左右されないような資金調達手段としての普通社債的重要性が高まってきた

のは株価と非常に連動する  
うものをいわば一般投資家  
いろいろリスクといふものが  
で、一般投資家も保護をし  
側面もあるわけでございま  
意してこの社債の運用とい  
である、こういうことだけ  
て、時間がなくなりました  
できないままですけれども

いうことで、そういうふかんだ場合にいろいろあるというその意味をきやならないという。そういうことも留ものがなさるべき御指摘申し上げまして、実質的な議論は終わらせていただき

の開示制度の一環といたしまして、有価証券届出書を大蔵大臣に提出することが義務づけられています。

ただし、金利動向あるいは市場状況等に応じましてより機動的な起債対応を可能といたしますように、制度的には証取法上、別途、御指摘の発行登録制度が設けられているわけです。

この発行登録制度を利用いたします場合には、あらかじめ発行登録書を大蔵大臣に提出することによりまして、登録後一定期間、これは一年あるいは二年の期間でございますが、そういった一定期間は、実際の発行に当たりましては、個別に有価証券届出書を提出することなしに、いわゆる発行登録書類、簡便なこの書類の提出をもつて

のは株価と非常に連動するということで、そういうもののいわば一般投資家がつかんだ場合にいろいろなリスクというものがあるというその意味で、一般投資家も保護をしなきやならないといふ側面もあるわけでございます。そういうことも留意してこの社債の運用というものがなされるべきである、こういうことだけを御指摘申し上げまして、時間がなくなりましたので、実質的な議論はできないままですけれども、終わらせていただきます。

○浜野委員長 山田英介君

○山田委員 具体的に何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

今回は商法改正でございますが、関連して有限

形成されております。他方、私募債市場でござりますが、これは比較的小額ではございますが、あるいは流通性の面で制約はござりますが、利率の条件面から投資目的で保有したい、こういった投資家のニーズに即してこれを背景として形成されております。

平成三年度、この時点をとつてみますとこの社債のウエートが二七・九%、こういった形で具体的な増加傾向を示しているところでございます。

○中村(慶)委員 そういうような状況というものでは、今御説明いただいたのですけれども、簡単に言えば小さい会社が社債を発行するということはけ

際に上発行することができる、こういう制度がござります。

さらに、社債権者保護の観点から、大蔵省の行政指導といったしまして、企業が公募社債を発行する際に充足しなければならない基準、こういう基準といたしまして、適債基準を公表しているとの

会社法の関係でござりますけれども、現行の法律におきましては有限会社の役員の任期の規定がないわけございまして、設立後数十年がたつても設立当初の役員が登記簿に記載されているケースが非常に多い。あるいは役員が死亡ないし辞任せいでいてもこの変更の登記がされてない会社も現実

従来から、このような公募債市場と私募債市場との基本的な性格の別を踏まえまして、企業の規模、実情に応じ、例えば電力会社とかNTTを始めいたしますようなわゆる大企業につきましては公募債市場を中心といたしまして、他方、業種的には中小企業につきましては、中下企業につきましても、

ほとんどないんじやないか、まあ言えば資本金五億円以上とかあるいは十億円以上の企業でなければ社債というものはなかなか出せないのでないか、その辺の実態はどうなのかということを実際は伺いたかったわけでございます。  
そして同様に、土賃が施行されるたゞこは留学生

りでございます。この適債基準におきましては、例えば企業が国内で無担保普通社債を発行する場合につきましては、当該社債につきまして、いわゆる格付の段階でございますが BBB という格付、これ以上の格付を取得していることを要する、こういった形で発行企業の信用力、すなわち

ある。さらに、株式会社の場合には、休眠している会社であるかどうかというのは、二年ごとの役員の変更登記で判断ができるわけでありまして、あるいは休眠している株式会社であれば、一定の条件を満たせばといたしますか、該当すれば、機密で解除登記をすることができるようになつて

積的に日本人に分かれますか。中小企業に「まちづくり」の問題としては、私募債市場を中心にしてそれぞれ社債発行による資金調達を行つてきているところでございます。

それと同時に、社債が発行されないために、その上にいろいろな発行の条件というかそういうものがあるわけありますけれども、そのほかにも証券取引法等々を通じて、有価証券届出制度あるいは

元利償還の確実性の程度を示す基準といたしまして格付を用いて、先ほど申し上げましたような適格基準を公表しているところでございます。

おりまます。有限会社の場合は、相当数の休眠会社が現実にあるんじやないか、こう指摘されているわけであります。

社債の内容といったまでは、普通社債のほかに転換社債それから新株引受権付社債が発行されておりますが、これらの発行額につきまして平成四年度、これはまだ五年の二月末までの額でございますが、この間における内外市場を通ずる発行状況を見てみますと、普通社債につきましては約七兆四千億円、転換社債につきましては約六千億円、新株引受権付社債につきましては約一兆五千万億円、合計いたしますと約九兆五千億円、こういった状況になつております。

は発行登録とか格付会社による格付制度といううなもののがあって、そういうのもも一つの制約になつてゐるんぢやないかといふふうに思われますけれども、その辺の商法上を除いた発行の手続でいうか、それはどうなつておりますでしょうか。**○東説明員** 公募社債でございますが、企業が内で公募社債を発行するに当たりましては、御指摘のとおり証券取引法によりまして、投資家保護等のための企業内容等の開示制度、いわゆるディスクロージャーでございますが、この企業内容等

○中村(慶)委員 これから議論をしようと思うのですが、時間がなくなりまして議論ができないわけでありますけれども、なかなかこの社債制度というのも難しいものがあります。企業として社債という形で資金を調達するということは大変大切なことには違いないわけでありますけれども、それがまた流通市場を通していろいろ流通をすることになりますと、一つの投資ということになります。しかもなおかつ、ことになるわけであります。しかもなおかつ、この転換社債であるとかワラント債というようななもの

以上申し上げましたように、定期的にその登記をしなければならない規定がないわけで、したがつて、商法第二百五十六条の規定「取締役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ」、こういう規定を有限会社の取締役の任期についても準用するようになりますからどうなのか、こういうふうに思いますけれども、いかがでしようか。

る答弁では落ちていたかもしませんけれども、株式会社の大小会社の区分の問題あるいは合資、合名会社のあり方の問題とともに、本来中小企業のために利用されるということで想定されていた有限会社が実は必ずしもそういう状況にはなってない、こういう問題がございます。

そこで、確かに、その取締役の任期などについては株式会社は二年以内でなければならぬといふことになつておりますが、有限会社についてはその任期がない、現行法はそのとおりでござります。終身取締役、それがまたいろいろ問題を生んでおりまして、恐らく現在有限会社の数、百五十万社ぐらい登記簿には登記されているわけでございますが、恐らく相当数の有限会社がもう実体を失つておるということになつてゐるのではないかというようなことだと思います。

こういうふうに任期について法規制がない。株式会社の取締役の任期についてはそういう短い二年という規制があるというのは、やはり株主総会においての信任投票の機会を多くするということだらうと思いますが、有限会社については、先ほどちょっと申しましたように、会社の閉鎖性が非常に強く、例えば社員などもたしか五十人を超えてはならなかつたと思いますけれども、小人数の人たちが集まつて經營する企業だという実態から、現在はそういうことになつておるのではないかとういうように私ども思つております。しかし、これは先ほども申しましたように、大変大きな有限会社も実はあるわけでございまして、そういうものについて従来のままの規制で放置しておくといふことは大変問題だという認識を持っております。

現実に、昭和六十一年の五月に商法有限会社法改正試案を公表した際には、有限会社の取締役の任期を最長三年とする、今までには無制限だったものを三年にするというある意味においてはドラスチックな提案でござりますけれども、そういうような提案をいたしましたし、また平成二年の商法改正の際の国会の附帯決議におきましても、実は定期制の導入が取り上げられております。

今回、こういう商法の改正については、日米建  
造協議等との絡みにおける監査制度、代表訴訟制度の改  
善と、それから既に相当長期にわたって昭和五十年代から問題とされてきた社債法の全面改  
正という問題を主たる点にいたしておりますので、有限会社法について手をつける余裕がなか  
かつたというのが、はつきり申し上げますと実情でございます。会社法全体の見直しの問題として、今後  
の改正作業の中で御指摘の取締役の任期というようなうな問題についても、これは各方面の意見をさらに聞く必要がありますけれども、積極的に見てさらに聞く必要があるというふうに考えていく必要があるというふうに考えていく次第でございます。

ほど申しました六十一年五月の法務省民事局参考官室の試案と申しますか、それでは、この段階では有限会社の規模を考慮しまして、商法特例法二条の基準に該当するような有有限公司、つまり資本金が五億円以上あるいは負債総額が二百億円以上の有限会社、例えばそういうたぐいの有限会社については監査役を置かなければならぬというよう規定にしたらどうかという提案も実はしているわけでござります。

この五億とか負債総額二百億円以上というのは厳し過ぎるのじやないかと私は思いますけれども、小規模の株式会社でも監査役は置かなければならない、一千万程度の株式会社でも監査役は置かなければならぬわけでござりますから、それとの対比におきまして、やはりこれは真剣に考えなければならない。特に企業の計算の正確化、きちっとした経理を行う、それによって社員の利益を図り、取引先の債権者あるいは従業員の利益を図るという立場から考えますと、これからますます監査役というものの果たす役割というのは重要なになってくるというふうに思います。

そういう意味で、この監査役の問題についても、これは有限会社法全体の見直し、これは近々のうちにやらなければ、現に私どもやつてあるわけでございますが、いつ、二年後、三年後に結論が出せるということは現状ではお約束申し上げることとはできまんけれども、真剣に検討すべき問題である、こういうふうに考えておられるわけでございます。

○山田委員 それで、先日来、政治改革論議が本格化しているわけでございますが、それらを伺つても、最低限やらなければならぬことは、いわゆる企業の使途不明金、それからいわゆる政治家のかかりわりというところから直接的に端を発して、要するに選挙制度も含めて変えていかなければならぬのではないか、こういう議論になつてゐるわけですから、その中で、一つは、企業經營者の姿勢、株主に不利益を与えないようにしていくという姿勢が大事である。もう一つ、や

はり会社の監査制度というものをしっかりとしなければならぬ。少なくともこの二つはしっかりとやらなければならぬという議論が交わされているわけでありまして、したがいまして、会社法全体の法務者御当局のいわゆるスケジュールというものがあり、それとは別に今日的な大きな国民、国家の要請として、そういう意味でいわゆる監査の問題とが取締役の任期の問題とか、そういうものをしっかりとやらなければならぬという要請もあるわけありますから、この機会は、しっかりと法務省の方ではその要請にこたえる御努力を一層していただきたいというふうに思うわけでござります。

わかりました。局長のそういう御答弁、また世論とか政治改革の必要性とかということもまた加わってきているということをぜひしっかりと踏まえていただいて、ひとつまた特段の力を入れていかれるよう心から望みたいと思います。

それからもう一つ、これは商法第百八十八条の関係になるのですけれども、昭和三十八年の商業登記規則改正の前は、取締役と監査役については住所も登記簿の記載事項であった。しかし、事務簡素化などの理由によりまして、三十八年規則改正後、登記事項から取締役、監査役とも住所については除かれた、こういう経緯があるわけでございます。

しかし、この商業登記制度というものを考えましたときに、取引の安全とか債権者保護を目的とするということであるならば、それは事務の簡素化という観点も大事かもしれません、取締役とか監査役の住所を登記簿に記載するということはやはり非常に大事なことではないのか。それは、役員としての自覚が生まれる、あるいは取引の相手方にとっても、責任の所在というものが代表取締役だけじゃなくて取締役、監査役にも及んでくる、また取引の安全がそれによって図られてくるというふうに考えますと、事務の簡素化という目的だけではないのだと思いますけれども、それが

はり会社の監査制度というものをしっかりとしなければならぬ。少なくともこの二つはしっかりとやらなければならぬという議論が交わされているわけでありまして、したがいまして、会社法全体の法務者御当局のいわゆるスケジュールというものがあり、それとは別に今日的な大きな国民、国家の要請として、そういう意味でいわゆる監査の問題とが取締役の任期の問題とか、そういうものをしっかりとやらなければならぬという要請もあるわけありますから、この機会は、しっかりと法務省の方ではその要請にこたえる御努力を一層していただきたいというふうに思うわけでござります。

わかりました。局長のそういう御答弁、また世論とか政治改革の必要性とかということもまた加わってきているということをぜひしっかりと踏まえていただいて、ひとつまた特段の力を入れていかれるよう心から望みたいと思います。

それからもう一つ、これは商法第百八十八条の関係になるのですけれども、昭和三十八年の商業登記規則改正の前は、取締役と監査役については住所も登記簿の記載事項であった。しかし、事務簡素化などの理由によりまして、三十八年規則改

正後、登記事項から取締役、監査役とも住所については除かれた、こういう経緯があるわけでございます。

それからもう一つ、これは商法第百八十八条の関係になるのですけれども、昭和三十八年の商業登記規則改正の前は、取締役と監査役については住所も登記簿の記載事項であった。しかし、事務簡素化などの理由によりまして、三十八年規則改

正後、登記事項から取締役、監査役とも住所については除かれた、こういう経緯があるわけでございます。

それからもう一つ、これは商法第百八十八条の関係になるのですけれども、昭和三十八年の商業登記規則改正の前は、取締役と監査役については住所も登記簿の記載事項であった。しかし、事務簡素化などの理由によりまして、三十八年規則改

正後、登記事項から取締役、監査役とも住所については除かれた、こういう経緯があるわけでございます。

それからもう一つ、これは商法第百八十八条の関係になるのですけれども、昭和三十八年の商業登記規則改正の前は、取締役と監査役については住所も登記簿の記載事項であった。しかし、事務簡素化などの理由によりまして、三十八年規則改

正後、登記事項から取締役、監査役とも住所については除かれた、こういう経緯があるわけでございます。

これがいかがでございましょうか。要するに、住所を入れないと、どこのだれが明確にされてないがゆえに、現場的には架空名義があり得る。現実に、外国人が本名と通称名の二つを登記しておった。それはやはり、住所があるかないかによつて非常に大きく違つてくる、あるいは未然に防止できるということでもあります。やがてまた商業登記についてもコンピューター化が完成するわけでありますから、事務的な負担というのはそう端に大きいということじゃないのじやないでしょうか。それよりもむしろ、取引の安全とか債権者の保護を図る、あるいは今日的な政治改革の必要性が叫ばれている背景を考えた場合に、私はそちらの方が非常に重いのではないか、事務の簡素化もそれは大事ですが。

いかがでありますよ。したがつて、百八十八条二項七号は「取締役及監査役ノ氏名及住所」、あるいは取締役が住所を記載されれば代表取締役は氏名だけでいいわけですから、八号は「代表取締役ノ氏名」、これを要するに「前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス」というふうに手だてる必要があるのじやないでしようか。

しかし、この商業登記制度というものを考えましたときに、取引の安全とか債権者保護を目的とするということであるならば、それは事務の簡素化という観点も大事なことではないのか。それは、役員としての自覚が生まれる、あるいは取引の相手方にとっても、責任の所在というものが代表取締役だけじゃなくて取締役、監査役にも及んでくる、また取引の安全がそれによって図られてくるというふうに考えますと、事務の簡素化という目的だけではないのだと思いますけれども、それが

はり会社の監査制度というものをしっかりとしなければならぬ。少なくともこの二つはしっかりとやらなければならぬという議論が交わされているわけでありまして、したがいまして、会社法全体の法務者御当局のいわゆるスケジュールというものがあり、それとは別に今日的な大きな国民、国家の要請として、そういう意味でいわゆる監査の問題とが取締役の任期の問題とか、そういうものをしっかりとやらなければならぬという要請もあるわけありますから、この機会は、しっかりと法務省の方ではその要請にこたえる御努力を一層していただきたいというふうに思うわけでござります。

これがいかがでございましょうか。要するに、住所を入れないと、どこのだれが明確にされてないがゆえに、現場的には架空名義があり得る。現実に、外国人が本名と通称名の二つを登記しておった。それはやはり、住所があるかないかによつて非常に大きく違つてくる、あるいは未然に防止できるということでもあります。やがてまた商業登記についてもコンピューター化が完成するわけでありますから、事務的な負担というのはそう端に大きいということじゃないのじやないでしょうか。それよりもむしろ、取引の安全とか債権者の保護を図る、あるいは今日的な政治改革の必要性が叫ばれている背景を考えた場合に、私はそちらの方が非常に重いのではないか、事務の簡素化もそれは大事ですが。

いかがでありますよ。したがつて、百八十八条二項七号は「取締役及監査役ノ氏名及住所」、あるいは取締役が住所を記載されれば代表取締役は氏名だけでいいわけですから、八号は「代表取締役ノ氏名」、これを要するに「前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス」というふうに手だてる必要があるのじやないでしようか。

○森脇政府委員 お答えいたします。

御指摘ございましたとおり、以前、取締役及び監査役につきましては、氏名及びその住所も登記

事項とさせていたわけでござります。これが昭和三十七年の商法改正によりまして、現行法とのお

り、氏名は登記事項である、住所は登記事項でな

い、こういうようになつたわけでござります。

その際の改正の理由でございますが、株式会社

役の住所を登記の記載事項とする。これは実は、

一〇〇%すべての役員がかわるという場合には、

実際にはいわゆる職能の代理申請とか、あるいは

申請時に登記用紙に基本的に登記事項を全部書い

て申請するということありますから、そういう

意味では、いわゆる登記事務として一〇〇%登記

官がやらなければならないということでもないわ

けであります。

これはいかがでございましょうか。要するに、

住所を入れないと、どこのだれが明確にされて

ないがゆえに、現場的には架空名義があり得る。

現実に、外国人が本名と通称名の二つを登記して

おつた。それはやはり、住所があるかないかに

よつて非常に大きく違つてくる、あるいは未然に

防止できるということでもあります。やがてまた商業登記についてもコンピューター化が完成する

わけでありますから、事務的な負担というのはそ

う端に大きいということじゃないのじやないで

しょうか。それよりもむしろ、取引の安全とか債

権者の保護を図る、あるいは今日的な政治改革の必要性が叫ばれている背景を考えた場合に、私はそちらの方が非常に重いのではないか、事務の簡素化もそれは大事ですが。

変更があつた都度に登記変更の手続をとらなければならぬといつたことで、煩雑にたえないとい

うようなことが理由に挙がつておつたと承知して

いるところでございます。

したがつて、現在特にこれを改めることは私どもとしては考えておらないところでございます

が、今御指摘ございましたような事情もございま

るところでござります。

○山田委員 済みません、質問時間が来たわけで

ありますので、なお今後商法改正作業等の中でも検討してまいりたい、かように考えております。

○山田委員 済みません、質問時間が来たわけで

ありますので、なお今後商法改正作業等の中でも検討して

まいりたい、かように考えております。

○清水(進)政府委員 御指摘のように、閉鎖商業

登記簿の保存期間は昭和二十六年以来二十年とい

うことになつておりますので、これについてはひ

つ明快な、前向きな御答弁をお願いしたいと思

います。

さらに、取締役あるいは監査役の員数でござい

ますが、これにつきましては商法上上限を設けて

ございませんので、会社によつては多数の取締役

あるいは監査役が在任するという場合がございま

して、これらについての住所までをも登記事項と

いたしておりますと、そのうちの一部の者の住所

変更があつた都度に登記変更の手続をとらなければ

ならないといつたことで、煩雑にたえないとい

うようなことが理由に挙がつておつたと承知して

いるところでございます。

したがつて、現在特にこれを改めることは私ども

としては考えておらないところでございます

が、今御指摘ございましたような事情もございま

るところでござります。

○山田委員 済みません、質問時間が来たわけで

ありますので、なお今後商法改正作業等の中でも検討して

まいりたい、かように考えております。

○清水(進)政府委員 御指摘のように、閉鎖商業

登記簿の保存期間は昭和二十六年以来二十年とい

うことになつておりますので、これについてはひ

つ明快な、前向きな御答弁をお願いしたいと思

います。

現実に抵当権設定登記などを見ていいきますと、

二十年以上も前からの会社の名前が出ている場合

ということを行つ機關として位置づけられており

が往々にしてあるわけであります。その会社に

つましましては、二十年間で閉鎖されて処分されて

しまうと、基本的にもう確認のしようがない

といふふうに移ってきたかといつて、二十年前の

登記簿については二十年間の保存期間とされてお

りましたけれども、不動産のいわば履歴でありま

すから、それを公示する資料でありますので二十

年は少ない、したがつてこれは少なくとも五十年

あるいは永久保存といつて、たしか五十年に取

り扱いが変更になつては必ずござります。し

たがいまして、それとの均衡も踏まえて、この際

登記簿が開鎖された商業登記簿は、二十年間を少くとも

五十一年間の保存期間または永久保存といつてお

ります。

現実に抵当権設定登記などを見ていいきますと、

二十年以上も前からの会社の名前が出ている場合

ということを行つ機關として位置づけられており

が往々にしてあるわけであります。その会社に

つましましては、二十年間で閉鎖されて処分されて

しまうと、基本的にもう確認のしようがない

といふふうに移ってきたかといつて、二十年前の

登記簿については二十年間の保存期間とされてお

りましたけれども、不動産のいわば履歴でありま

すから、それを公示する資料でありますので二十

年は少ない、したがつてこれは少なくとも五十年

あるいは永久保存といつて、たしか五十年に取

り扱いが変更になつては必ずござります。し

たがいまして、それとの均衡も踏まえて、この際

登記簿が開鎖された商業登記簿は、二十年間を少くとも

五十一年間の保存期間または永久保存といつてお

ります。

現実に抵当権設定登記などを見ていいきますと、

二十年以上も前からの会社の名前が出ている場合

ということを行つ機關として位置づけられており

が往々にしてあるわけであります。その会社に

つましましては、二十年間で閉鎖されて処分されて

しまうと、基本的にもう確認のしようがない

といふふうに移ってきたかといつて、二十年前の

登記簿については二十年間の保存期間とされてお

りましたけれども、不動産のいわば履歴でありま

すから、それを公示する資料でありますので二十

年は少ない、したがつてこれは少なくとも五十年

あるいは永久保存といつて、たしか五十年に取

り扱いが変更になつては必ずござります。し

たがいまして、それとの均衡も踏まえて、この際

登記簿が開鎖された商業登記簿は、二十年間を少くとも

五十一年間の保存期間または永久保存といつてお

ります。

現実に抵当権設定登記などを見ていいきますと、

二十年以上も前からの会社の名前が出ている場合

ということを行つ機關として位置づけられており

が往々にしてあるわけであります。その会社に

つましましては、二十年間で閉鎖されて処分されて

しまうと、基本的にもう確認のしようがない

といふふうに移ってきたかといつて、二十年前の

登記簿については二十年間の保存期間とされてお

りましたけれども、不動産のいわば履歴でありま

すから、それを公示する資料でありますので二十

年は少ない、したがつてこれは少なくとも五十年

あるいは永久保存といつて、たしか五十年に取

り扱いが変更になつては必ずござります。し

たがいまして、それとの均衡も踏まえて、この際

登記簿が開鎖された商業登記簿は、二十年間を少くとも

五十一年間の保存期間または永久保存といつてお

ります。

現実に抵当権設定登記などを見ていいきますと、

二十年以上も前からの会社の名前が出ている場合

ということを行つ機關として位置づけられており

が往々にしてあるわけであります。その会社に

つましましては、二十年間で閉鎖されて処分されて

しまうと、基本的にもう確認のしようがない

といふふうに移ってきたかといつて、二十年前の

登記簿については二十年間の保存期間とされてお

りましたけれども、不動産のいわば履歴でありま

すから、それを公示する資料でありますので二十

年は少ない、したがつてこれは少なくとも五十年

あるいは永久保存といつて、たしか五十年に取

り扱いが変更になつては必ずござります。し

たがいまして、それとの均衡も踏まえて、この際

登記簿が開鎖された商業登記簿は、二十年間を少くとも

五十一年間の保存期間または永久保存といつてお

ります。

現実に抵当権設定登記などを見ていいきますと、

二十年以上も前からの会社の名前が出ている場合

ということを行つ機關として位置づけられており

が往々にしてあるわけであります。その会社に

つましましては、二十年間で閉鎖されて処分されて

しまうと、基本的にもう確認のしようがない

といふふうに移ってきたかといつて、二十年前の

登記簿については二十年間の保存期間とされてお

りましたけれども、不動産のいわば履歴でありま

すから、それを公示する資料でありますので二十

年は少ない、したがつてこれは少なくとも五十年

あるいは永久保存といつて、たしか五十年に取

り扱いが変更になつては必ずござります。し

たがいまして、それとの均衡も踏まえて、この際

登記簿が開鎖された商業登記簿は、二十年間を少くとも

五十一年間の保存期間または永久保存といつてお

ります。

現実に抵当権設定登記などを見ていいきますと、

二十年以上も前からの会社の名前が出ている場合

ということを行つ機關として位置づけられており

が往々にしてあるわけであります。その会社に

つましましては、二十年間で閉鎖されて処分されて

しまうと、基本的にもう確認のしようがない

といふふうに移ってきたかといつて、二十年前の

登記簿については二十年間の保存期間とされてお

りましたけれども、不動産のいわば履歴でありま

すから、それを公示する資料でありますので二十

年は少ない、したがつてこれは少なくとも五十年

あるいは永久保存といつて、たしか五十年に取

り

いわけでござりますけれども、先生がたしか御指摘のように、いわゆる休眠抵当権なんかについて、これは前回の法改正により手当てはされまして、たけれども、抵当権の登記が消えないまま三十年たつているというような抵当権の登記があつて、その登記権利者の中にもう既に実在しない法人が登記されておるということも確かにあることは私ども十分承知しているわけでござります。それを商業登記簿の保存期間を長期にするという形によつてそういう問題に対応するのが適当であるかどうかということは、これはやはり少し考えてみる必要があるのでないかと、いうふうに思います。もつとほかの方で対応できるといふことも十分考えられるような気もいたしますので、御指摘の点は一つの意見として私ども承りまして今後の参考とさせていただきたい、こういうふうに思います。

○山田委員 終わります。ありがとうございます。

○浜野委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、昭和四十年代後半から五十年の初めまで数年間法務委員をさせていただいておりましたが、以来ほかの委員会に所属しております。きょうは十数年ぶりに質問させていただくわけで、非常に懐かしい感じがすると同時に、長らく離れておりまして勝手がわかりませんので、失礼な点があるかもしれません、お許し願いたいと思います。

私は從来の議論はよく存じませんが、商法改正案が法務委員会にかかるておりますので、議論が法律的な問題に集中したのではないかと思います。私は、きょうは観点を変えまして、経済的な問題あるいは企業ファイナンスというような観点から主に質問をさせていただきたいと思います。

委員長及び理事のお許しを得て、質問が委員の皆さんにおわかりやすくなる一助にもと思つて資料を一枚お配りすることをお許しいただきましたので、ごらんいただければ幸いだと思います。

まず第一に、私はきょうは社債発行限度額の廃

止について集中して伺いたいと思いますが、今までの改正でこの限度額を廃止する理由、それはどこにあるのか、簡潔で結構ですから答えてください。

○清水(進)政府委員 現行社債発行限度の規制自体につきましても、主要先進国の中でこのようないくつかの問題提起というのはかなり昔からあります。しかし、非常に財務内容の悪い企業が社債を発行するということになりますと、社債権者の保護に欠けるというようなこともあります。起こり得るということからこの制度の御説明をしてきたわけでございますが、私どものこれまでの経過によりますと、昭和四十年代あるいは五十年代になりまして、企業の社債発行需要が非常に強

い、商法の規制が厳し過ぎるというような問題提起されました。

ただ、その際、私どもいたしましては、商法の発行限度規制だけを撤廃するということでは社債権者の保護には事実上大変な問題になる、こうしたことでもあります。先生も御存じだと思いますが、昭和五十二年に、一応商法の規定はそのままにしておいて発行限度だけを暫定的に二倍にふやした、つまり担保付社債だと転換社債などかそういうふた種の確実性を有するような債券については商法の定める発行限度の二倍までは発行していくといふ暫定措置法をつくりまして、これはあくまでも暫定的なものだ、根本的な改正といったしましては、やはり社債権者の保護というものを中心とした現在の商法の全面的な見直し、それからもう一つは、証券取引法におけるディスクロー

ジャードとか社債の格付制度といふものが、非常に未熟でございましたので、そういうようなもののが充実発展のあいを見きわめる必要がある、このういうようなことから、いわば暫定的な措置を講じてまいりました。

○正森委員 今お尋ねの問題は全く捨象してしまった答弁ですが、大蔵省にも来てもらっておりますから、バブルの時代に企業は非常にエクイティーファイナンスで資金の調達を行つたわけですが、一九八六年から八九年の間にどれくらい調達しましたか。また、九三年(平成五年)から九五年でその償還予定期額は幾らか、述べてください。

○東説明員 一九八六年から八九年の間におきましては、やはり社債権者が具体的な内容でござります。この発行を通じる資金調達額は、一九八六年度におきましては約六兆円、一九八七年度におきましては約六兆六千億円、八八年度約十三兆円、八九年度約十八兆六千億円、合計いたしますと四十七兆二千億円という状況でござります。

他方、一九九三年以降の償還予定期額は、一九九四年は約六兆三千億円、一九九五年は約四兆四千

兆三千億円以上でござります。まさに一九九三年が今後数年間のピークとなる見込みでござります。その後、証券取引法も順次整備され、社債の格付制度というのも急速に整備されるという客観的状況が生まれたわけでござりますが、そういう状況をにらみながら、社債発行限度を撤廃するとする場合には社債権者保護のためにどういう措置を講じたらいかという、社債法全体の枠組みの中で研究、検討を昭和五十年代の終わり、正式には昭和六十二年から法制審議会の審議が始まっているわけでござりますが、そういう形で審議を始めました。

その中で、結局この社債権者保護を専らその職務とする社債管理会社、従来は募集受託会社といふ、発行会社側のいわば代理人でもあり社債権者の代理人でもあるような募集受託会社があつたわけでございますが、それをやめまして専ら社債権者の保護のための会社をつくるというような、全体の規制を改めることによりまして今回限度規制を撤廃した、こういうことになるわけでござります。

○正森委員 よほど気になると見えて、聞かないことまであらかじめ答えましたが、私どもが理解しておりますのは、やはりそういうふうに非常にエクイティーファイナンスをやつた、ところが株価が下落したのでそれは結局後に残つてしまつたということで、償還額が一挙に九二年、三年、四年、特に九二年に集中した。しかし、株価の先行きが非常に低迷しておりますので、前のようにエクイティーファイナンスでやるわけにはいかない。そこで、社債を発行して何とかファイナンスしなければならないという要請が非常に強いから今までにこの法案の提出が行われていて、民事局長は経済のことを知らぬでも勤まるからああいう答弁でいいのでしょうか、実際の経済というのはそういうものではないですね。

そこで、その点について少し質問させていただきます。そこには、その点について少し質問させていただきますが、ここに「日本版オリジナル特集」というのがあります。その中で、皆さんも御存じだと思いますが、「複合不況」という本をお書きになりました京都大学の元教授の宮崎義一さんという方がおられます。この「複合不況」という言葉は非常に流行語になりました。こうい

ましては約四十兆三千億円程度ではないかと見込んでいるところでござります。まさに一九九三年が、これにつきましては、一九九三年は約十一兆九千億円、九四年は約六兆三千億円、九五年は約四兆四千億円、九六年は約六兆三千億円、九七年は約九兆六千億円、八八年度約十三兆円、八九年度約十八兆六千億円、合計いたしますと四十七兆二千億円という状況でござります。

そこで、その点について少し質問させていただきますが、ここに「日本版オリジナル特集」というのがあります。その中で、皆さんも御存じだと思いますが、「複合不況」という本をお書きになりました京都大学の元教授の宮崎義一さんという方がおられます。この「複合不況」という言葉は非常に流行語になりました。こうい

う学術の本にしては珍しくベストセラーを続け、政府の景気対策にもその考えが一部採用され、その結果は、家計部門と金融部門と事業法人というふうに三つに分けまして、それが景気の動向にどういう影響を与えるかということを分析されたものであります。これであります。非常に富む論文で、この前の「複合不況」といふ本は、なぜそうなったかという原因を詳細に分析されておりまして非常に啓発される部分が多いのですが、その結果は、家計部門と金融部門と事業法人というふうに三つに分けまして、それが景気の動向にどういう影響を与えるかということを分析されたものであります。これであります。非常に富む論文で、この前の「複合不況」といふ本は、なぜそうなったかという原因を詳細に分析されておりまして非常に啓発される部分が多いのですが、その結果は、家計部門と金融部門と事業法人というふうに三つに分けまして、それが景気の動向にどういう影響を与えるかということを分析されたものであります。これであります。非常に富む論文で、この前の「複合不況」といふ本は、なぜそうなったかという原因を詳細に分析されておりまして非常に啓発される部分が多いのですが、その結果は、家計部門と金融部門と事業法人というふうに三つに分けまして、それが景気の動向にどういう影響を与えるかということを分析されたものであります。これであります。

事業法人の部分についてどういうことを言つておられるかといいますと、大蔵省の数字と若干違いますが、「エクイティファイナンスによる資金調達額は（八七年度十一・七兆円、八八年度十

七・六兆円、八九年度二十六・五兆円）、総額じつに五十六兆円弱もの巨額に達したが、一九九〇年以降の株価暴落によって、転換価格・ワラン

ト（「ところが、バブルの崩壊によつて、未転換のまま満期を迎えたエクイティファイナンスの償還資金は二十三兆円に達しており、事業法人企業の

上に重くのしかかつてきている。かりに普通債を発行してこの償還資金を調達しようとすると、六

%以上の調達コストを覚悟しなければならないであろう。」）ということを指摘され、結局二%以下でもうかるだらうというので、それで安易な設備投資をした。それは猛烈な、過大な設備投資な

のである。その上に、二%なら何とかペイするだろうというのが、エクイティファイナンスが株に転換しませんから普通社債を発行しなければならないという事になると、突然その金利負担は六%ぐらいになる、だからそれが事業法人の経営内容を非常に悪化させているんだ、ここにも景気問題で大きな問題がある、こういうことを指摘して、「もし投資を決意する時点においてあらかじめ資金調達コストが六%に達すると予測されれば、おそらく決意するに至らなかつたであらう

から、そういうように事業法人が非常に過大な設備投資は、「云々と言つて、どういううぐあいに使われたかと分析した上でこう言つてゐるのですね。「その実態は、ワラント債、転換社債など、異常な低コストによる資金調達によつて、過

四年間に九十四・四兆円にも達する。そのうち約三分の一の三十一兆円は設備投資に充當された、その低コスト資金を前提にして引き起後」というのをお書きになりました。これは非常に示唆に富む論文で、この前の「複合不況」といふ本は、なぜそうなったかという原因を詳細に分析されておりまして非常に啓発される部分が多いのですが、その結果は、家計部門と金融部門と事業法人というふうに三つに分けまして、それが景気の動向にどういう影響を与えるかということを分析されたものであります。これであります。

事業法人の部分についてどういうことを言つておられるかといいますと、大蔵省の数字と若干違いますが、「エクイティファイナンスによる資金調達額は（八七年度十一・七兆円、八八年度十

七・六兆円、八九年度二十六・五兆円）、総額じ

つに五十六兆円弱もの巨額に達したが、一九九〇年以降の株価暴落によって、転換価格・ワラン

ト（「ところが、バブルの崩壊によつて、未転換のまま満期を迎えたエクイティファイナンスの償還資金は二十三兆円に達しており、事業法人企業の

上に重くのしかかつてきている。かりに普通債を

発行してこの償還資金を調達しようとすると、六

%以上の調達コストを覚悟しなければならないであろう。」）

この論文によつて企業が大量の資金調達をしたという事実

も、エクイティファイナンスによって長期間にわたって安い資金コストのまま資金調達が可能とな

ったことまでやつていています。これは事業法人の投

資計画等の明白な失敗であります。

宮崎さんは、結論として、「これらは、いずれ

も、エクイティファイナンスによって長期間にわ

たって安い資金コストのまま資金調達が可能とな

ったことまでやつていています。これは事業法人の投

資計画等の明白な失敗であります。

私はこの法案が経済学的に持つてゐる本質はそこ

にこそあるといふように言わなければならぬと

思うのですか。いかがですか。

○清水(蓮)政府委員 先生からいただいた「証

券市場における企業の資金調達」というこの棒グラフから見ても確かにわかりますように、かつて

は株式、転換社債、ワラント債というような、い

わゆるエクイティファイナンスと言われるもの

によって企業が大量の資金調達をしたという事実

がござります。ところが、最近は株式市場が非常

に低迷しているということで、その比率がぐっと

下がり、や普通社債による資金調達がウエート

を増しておる、これは確かにそのとおりだろ

うと思ふ。これは確かにそのとおりだろ

うと思ふ。

しかし、社債発行限度の撤廃といふ問題は、そ

ういう資金調達市場がどういうふうに動いている

ことまでやつていています。ところが、今回出さ

れてる社債限度額を撤廃するというのは、結

局、今までエクイティファイナンスを過大に

行って、それで一般の投資家は右肩上がりに上が

ると思って買って、キャピタルゲインを得られま

すからそれなら十分にもうかると思つたらどかん

と下がつてしまつた。だから、投資した資金はせ

いぜい一%、二%ぐらいに回るか回らないか。ワ

ラントなどはもう紙くず同然になつたというよう

な状況で大損害を受けているのです。もちろん、

事業法人も今言つたような非常な損失をこうむつ

ています。

それで、今度それを埋めるためにどうするかと

いえば、今まで自分がエクイティファイナンス

をやつたけれども、株価が上がりないで低迷ある

いは下がる、このごろやつと二万円になりました

が、最高時に比べたら半分ぐらいになつておる。

それで、できないから今度は社債を発行する、そ

れは限度を取つ払つて幾らでも発行できるよう

にはワラント債を発行した。ところが、株式市場

間の点で省略しますが、「その耐久年数の間、償付の負担増など固定費の急増の上に、金利負担の急増が重なりあつた形をとつて損益分岐点を高め、事業法人の企業収益を悪化させ、新規設備投資がかなりあつたことを見落としてはならない。

事実、エクイティファイナンスの調達コストは、「二%以下であったし、先物為替をヘッジする」と、危険転嫁ですね、「金利コストが時折マイナスまで低下するケースも見られた。また、これらの社債が順調に株式に転換することに成功すれば、企業にとっての資金調達コストは、株式利回りに等しい一%程度にとどまつたことである。」これが「東証要覧」百九ページからの引用

「ところが、バブルの崩壊によつて、未転換のまま満期を迎えたエクイティファイナンスの償還資金は二十三兆円に達しており、事業法人企業の

上に重くのしかかつてきている。かりに普通債を発行してこの償還資金を調達しようとすると、六

月に行つた最新鋭の工場を開鎖するというような場というようなイギリスの皇太子や鄧小平まで見

たつてやつていています。これは事業法人の投資計画等の明白な失敗であります。

宮崎さんは、結論として、「これらは、いずれも、エクイティファイナンスによって長期間にわたりて安い資金コストのまま資金調達が可能となつてやつていています。これは事業法人の投資計画等の明白な失敗であります。

私はこの法案が経済学的に持つてゐる本質はそこ

にこそあるといふように言わなければならぬと

うことを言いまして、日産自動車の例なんかを挙げてゐるのです。日産自動車は、この間、座間工場というようなイギリスの皇太子や鄧小平まで見

たつてやつていています。これは事業法人の投資計画等の明白な失敗であります。

私はこの法案が経済学的に持つてゐる本質はそこ

にこそあるといふように言わなければならぬと

うことを言いまして、日産自動車の例なんかを挙げてゐるのです。日産自動車は、この間、座間工場というようなイギリスの皇太子や鄧小平まで見

たつてやつていています。これは事業法人の投資計画等の明白な失敗であります。

私はこの法案が経済学的に持つてゐる本質はそこ

にこそあるといふように言わなければならぬと

うことを言いまして、日産自動車の例なんかを挙げてゐるのです。日産自動車は、この間、座間工場というようなイギリスの皇太子や鄧小平まで見

たつてやつていています。これは事業法人の投資計画等の明白な失敗であります。

私はこの法案が経済学的に持つてゐる本質はそこ

にこそあるといふように言わなければならぬと

うことを言いまして、日産自動車の例なんかを挙げてゐるのです。日産自動車は、この間、座間工場というようなイギリスの皇太子や鄧小平まで見

たつてやつていています。これは事業法人の投資計画等の明白な失敗であります。

私はこの法案が経済学的に持つてゐる本質はそこ

にこそあるといふように言わなければならぬと

うことを言いまして、日産自動車の例なんかを挙げてゐるのです。日産自動車は、この間、座間工場

いうことを言いまして、日産自動車の例なんかを挙げてゐるのです。日産自動車は、この間、座間工場

いうことを言いまして、日産自動車の例なんかを挙げてゐるのです。日産自動車は、この間、座間工場

いうことを言いまして、日産自動車の例なんかを挙げてゐるのです。日産自動車は、この間、座間工場

低迷のために、多くの社債は転換をせず、あるいはワラント債のワラントの部分はいわば紙くずと同様のものになつたというような事実がいろいろな報道でされております。そういうものの社債の償還ということになりますと、現行法でも、発行限度規制にかかることなく、償還のための社債は自由に調達することができるということに法制上はなっておりますので、これから的新規の資金調達という面では限度規制撤廃というものがある程度有効に機能してくると思いますが、これとても、社債権者を保護するという基本的な前提条件を崩さない、これをきちんと守るということによつて商法の目的は達せられる、こういうふうに私どもは考へておるわけでございます。

○正森委員 今のは答弁のように見えて答弁になつていません。社債発行の限度を広げるというのはずっと前からやつてましたときこそ、ワラント債やらCBやらというので社債を、あれは社債なんですよ、転換社債だと新株引受権付社債なんです、それをどんどん広げるというときに、まさにその審議をしていました。今度法改したら転換社債やワラント債はなかなか発行できない。そうすると、そういうエクイティを伴わない社債の発行限度をふやすということがまさに必要になつてきて、その要請にぴたりこたえているのです。だから、前からそういう審議をやつていたなんということは全く理由にも何にもならないといふことを指摘しておきたいと思うのです。

そこで申し上げたいのですが、そうすると一般投資家をどういうふうに保護するのですか。

○清水(滋)政府委員 社債を発行するという場合に、これはほとんど公募という形をとると思います。公募というになりますと、今回の商法の改正案におきましては社債管理会社というものが設置される。この社債管理会社は、社債権者の代理人でございまして、社債権者のための権利の行使とか、あるいは場合によっては裁判上の諸手続をとる、こういうことが義務づけられてお

る。社債権者のために善良な管理者の注意義務もつてその義務を行はなければならぬ、こうしたことになるわけでございます。

それとともに、先ほど大蔵省の方からもお答えになりましたけれども、社債発行の際には、有価証券届出書という非常に厳しい内容を持つた届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。これが一般公衆の縦覧に供される。さらに、社債発行後におきましても、毎年定期的に有価証券報告書を提出して、これも一般公衆の縦覧に供される。

さらには、社債応募という面ではなくてあるいは社債が発行された後の社債の売買ということにつながるかも知れませんけれども、社債についての格付、信用できる社債であるのか信用できない社債であるのかといふことが非常にわかりやすく、しかも非常な精度をもつてこの日本でもできることになつた。こういう客観的な環境が整備されているわけでございます。

私どももいたしましては、今回の改正によりまして、社債権者の保護は十分に図られるものといふふうに考へておるわけでございます。

○正森委員 民事局長、非常に自信を持った答弁ですけれども、答弁を分けますと、まず第一に社債管理会社でいろいろ社債権者を守るといふこと、それからもう一つはディスクロージャーとかも付し、この二つに分けなければいけないですね。

社債管理会社で守ると言いますけれども、これは率直に言つて、何か問題が起つたときに、社債権者の集会を開くとか、あるいは当該会社に対する調査権をもつて調べるとか、あるいは差し押さえをするとか、とのつまりは、順調に返済されればあるいは利息が払われれば、そんなこと普通はやらないのが当たり前ののです。そんなことがあります。公募ということがありますと、今までAだったものが、限度を取り払つて、限度を取り払うのなら適債基準を厳しくするに「無担保社債について、『BBB格相当以上』まで緩和したこと」と書いてあります。つまり、今までAでよかつたものが、限度を取り払つて、一度階下げるなどをやつてあります。

その内容は何かと見てみますと、今言つたように、「無担保社債について、『BBB格相当以上』まで緩和したこと」と書いてあります。つまり、今までAだったのがB.B.Bというところに紙くずになつてしまつてえらい迷惑したという、だから期間が徒過してしまつてももうちょっと株が上がるまで待とうかなんて思つてゐるうちに、これは私らも選挙民からいろいろ聞いてゐるところで、一般債権者に迷惑をかけておいて、今度は無担保社債の限度を取つ払うということで、また損失はそつちの方へかぶせるということではないですか。

これは私の危惧ではないのですよ。ここに持つてきましたが、「公債月報」というのがありますね。これは公債引受協会が出しておるもので、これを見ますと、当時の羽田大蔵大臣が年頭所感というのを書いており、その次のページをあけてみると日本銀行総裁の三重野さんもまた年頭所感というのを書いておるのです。非常にいいお

題は事前にそういう不祥事が起こらないようになりますにはどうすればよいかということになるわけであります。

もちろんその中ではディスクロージャーと格付が非常に関係してくるわけであります。この機会に大蔵省に聞いておきましょうか。格付については今度緩和されましたね。どういうふうに緩和されましたか。

○東説明員 御指摘の点は恐らく、我が国市場におきましては、普通社債を発行する場合の行政指導として設定しております適債基準におきまし

て格付を信用力の基準として用いておりますが、その格付基準につきまして、従来無担保の普通社債につきましてはA以上としていたわけございませんが、今般、四月一日以降はこれをBBB以上と一段階下げております。

○正森委員 今お答えになつたとおりなんですね。これはあくまで行政指導で、法律で決めているものではありません。

きのう資料をいただきましたら、大蔵省は平成五年三月二十六日付で「普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の適債基準及び財務制限条項の見直しについて」というのを出しておられます。

これを見ると、長いから全文は読みませんが、「公募債の適債基準について、公募債市場のより一層の活性化を図るべく、早急に自由化を実現することを基本とし、現下の市場状況等を踏まえつつ、着実な緩和措置を講ずるものとし、」云々となつてゐるのです。だから、緩和措置を行う。

その内容は何かと見てみますと、今言つたように「無担保社債について、『BBB格相当以上』まで緩和したこと」と書いてあります。つまり、今までAだったのがB.B.Bというところに紙くずになつてしまつてえらい迷惑したという、これは私らも選挙民からいろいろ聞いてゐるところで、一般債権者に迷惑をかけておいて、今度は無担保社債の限度を取つ払うということで、また損失はそつちの方へかぶせるということではないですか。

これは私の危惧ではないのですよ。ここに持つてきましたが、「公債月報」というのがありますね。これは公債引受協会が出しておるもので、これを見ますと、当時の羽田大蔵大臣が年頭所感というのを書いており、その次のページをあけてみると日本銀行総裁の三重野さんもまた年頭所感というのを書いておるのです。非常にいいお

頭論文があるのです。これは「企業金融の環境変化と今後の展望—普通社債の役割—」という題で、三國陽夫さん、株式会社三國事務所代表取締役というので、これは私的に適債基準といいますか格付をやつておる方のようあります。その方が論文を書いているのです。この方は公務員ではないから割と気楽に、気楽にと言つたら語弊がありますが、本音を書いているのです。

大蔵省は知つているかもしませんが、この論文は、長く言うと時間がかかるので、まず第一に、企業の資金調達がかつての銀行に頼る間接金融からエクティーファイナンスなど自分で資金を調達する直接金融に変わってきたという歴史を指摘した上で、「現在みられる普通社債への動きは、企業の資金調達が、銀行の支配や影響から一段と離れるという点が大きな特色である。まず、普通社債は無担保であること。株式とはまったく無関係であること」という二点から、銀行の支配や影響は企業に及び難い。そして、銀行は投資採算上困難の主たる消化先ではありえないことから、「利率の点その他いろいろですね、『銀行外に企業の資金調達が位置づけられることとなる』、それは、企業部門が銀行の仲介なしに家計部門から資金調達を行う『直接金融』の時代の始まりである。」こういうふうに定義しているのです。つまり、普通社債に大きく頼るというのは、これは家計部門から直接資金を銀行を経ないで獲得するという時代に入るのだということをまず指摘しているのですね。それはある程度そのとおりだと思います。

そういうことを言った上で、こう言つております。今バブルが崩壊して不良債権がいっぱいあることで、「銀行融資の健全性が問われ始めている。」という問題提起をして、「今後、銀行融資のリスクを低く抑えるためには、どのような方法があるのか。」こうみぢながら聞いて、第一は、これは言うまでもありませんが、審査の健全化である。つまり、バブルの時

代には、土地があるということになればどんどん貸して、しかも普通は七割ぐらいで貸さなければいかぬのが、八割は超えて十割から十二割で貸すということ、ここにはそう書いてありませんよ、そこは私のアドリブですが、そういうことを指摘した上で、第二のところでこういうことを言っているのです。

「第一に、系列グループへの資金調達を、銀行借入から投資家が直接投資できる有価証券の発行へと可能な限り移行させることである。」これが銀行の財政の健全化のために必要だと指摘して、「さらず銀行は有価証券の保有を原則として止めること」、「こんなことはなかなかできない」と思いますが、「同時に系列グループに対する救済融資を行う主力銀行の役割を放棄することである。」こんな大胆な提案をした上で、次が大事なんですね。「系列、非系列に限らず、大企業の倒産の損失は、」大企業が倒産することをある程度予想しているのですね。大企業というのは大体資本金十億円以上、こう言われておりますが、「大企業の倒産の損失は、有価証券を通じて広く薄く投資家の負担に委ねざるを得ないのである。」つまり、投資家に損失を負担させるのはやむを得ないんだけ、こういうことを言って、「銀行の有価証券保有、あるいは主力銀行としての役割は投融資先にリスクが不在の場合のみ可能であったということは、いくら強調してもしきることのない事実である。」つまり、リスクのないところを銀行は負担せい、リスクのあるのは一般投資家、家計部門へということにならざるを得ないんだ、普通社債の動きとというのはそういうことになるんだ、こういうことが、この論文が中心的に言つてゐる

あります。

その後でこういふことを言つてゐるのですよ。「」のことを、有価証券投資の中に、多額の損失を被るものも生じよう。投資家が損失を甘受する上では、企業内容開示制度によるリスクの透明性と、ディスクロージャーが大事だということを言つてゐるのです。「有価証券の価格形成

における公正さとの二つが厳然と守られる必要がある。」この後の方は適債基準とか株価とかいろいろなことを意味しているのですが、その後で「かかる上で、自己責任原則で投資を行うのである。納得した上で馬券を買い、外れた馬券が紙屑になつたとしても、誰も文句をいわないと同じである。」と言うよいよつたな。つまり、普通社債を買うのは馬券を買うのと一緒にだ。自己責任で買つて、それで自分の見込みが当たらなくてそれが紙くずになつた、馬券を買って外れたからといふて文句を言うのはだれもおらぬだろう、自分が悪いのだというようになるだろうと、どんづぱり指摘しているのです。

そういうようなことになる可能性のあるのが本法案の改正なんです。担保のない普通社債についてまで限度を取つ払う、それでおまけに発行基準は大幅に緩和する、こんな乱暴なことはない。ペブルの時代にエクイティーファイナンスで失敗しているいろいろなところに迷惑をかけ、自分も企業の遂行上迷惑をかけ、日産のように超一流の工場建設だったところまで閉鎖しなければならぬ、二千五百人の従業員は解雇あるいは九州へ行かなければならぬ。地元の座間市だと神奈川県を私調査しに行つたが、非常に大きな問題になつているのです。そんなことをやつた企業の都合のために奉仕するような社債の限度枠を撤廃するということが一体だれの利益になるものであるかということは非常にはつきりしているのじやないですか、私はそう思われるを得ないわけあります。

これについて、民事局長は何か答えなきやうがないような顔をしておりますが、後藤田法務大臣、大臣は、大蔵やら通産と違つて政治家ですから、一般投資家から票をいただいている政治家としての御感想を伺いたいと思うのです。

その前に、まだもう少し時間があるかもしれないせんが、私はあと一、二点質問したいと思っているのですけれども、通産省来てますか。——通産省が来ておられるからちょっとだけ聞いておかなければいけませんね。

通産省も私の言つたことを大体肯定するような答申をいたしているのじゃないですか。ここへ持つてきました。それは産業構造審議会産業金融小委員会の中間報告であります。きのう通告しておきましたから読んできただいたと思います。時間がもうなくなってきたので、お答えしていくたゞかわりに私の方でそのさわりのさわりの部分だけ読み上げさせていただきたいと思います。

第四章の第二節ですが、「エクイティファイナンスの問題点と今後の可能性」の中でこう言つております。デットというのは、社債、借り入れ等の負債のことですが、「①デットとエクイティの適切な組合せを考えないで安易にエクイティに偏ったファイナンスを集中的に行つた点、②低利調達を梃子に一部に行き過ぎた「財テク」に走る動きが見られた点、③無償交付や配当性向の引上げ等株主に対する利益配分が未だ十分に行われていない点等の問題点が指摘されている。」こういうふうに言つているのです。だから、通産省の審議会でも、そういう点は明白に認めているのですね。別のところの第五章では、「最近のエクイティファイナンスについては、中長期的に円滑な産業金融を確保するため、企業、銀行、証券会社共にこれによる市場の混乱の反省に立ち、今後は、発行時のコストだけではなく株主利益確保の必要性、資金調達の目的等をよく考え、市場実勢を尊重し慎重な対応を行うことが必要と考えられる。」こう言つています。

は私に説法ですね。しかし、今あなたのお話を聞きますと、バブル経済が崩壊をした今日、バブル経済そのものに対する批判、そういう批判の上に立って、今度の改正もどうやら救済しようとしている人が間違つておるのじやないか、こういうような御意見だと私は承ったのです。確かにエクティーファイナンスに頼つて企業經營者が低いコストで資金調達をやり、そのやり過ぎ、そしてその返還期になつたときに転換ができなくて、これは銀行からお金でも借りなければいけませんね、そうすると大変なコストがかかるといったようなことで、それが去年、ことし、来年あたりまで大変な問題になるということは百も承知をしておりますが、そういうことで、特定のその者を助けるために、今度また新たにこういう債券で、直接金融で一般の国民にまた迷惑をかけるのではないか、その改正だ、こうおっしゃるのだけれども、私はその結論が違うのです。

あなたの御批判は御批判として十分わかるのですけれども、しかしながら、我々はやはり国民経済全体を、バブル経済がよかつたとは言つていなければなりませんから、この後始末をどうするかということも我々政治にとっては大変重要な役割でござりますから、そういうことを頭に置きながら、國民がまた大きな被害を受けることがないのを心配しておるわけです。

そこで、こういった制度をとる以上は、債券を買う人間に、買う個人に迷惑を将来かけるといつたことのないように、あなたもおっしゃつております。政府の答弁の中にも先ほど言つておりますが、ディスクロージャー制度のさらなる整備をやる。あるいはまた格付制度について、あなたはなお広げておかしいじやないかと言つたけれども、そうではなくて、実態に合つて、迷惑をかけないように格付制度についても行政指導でしっかりとありますよ。それから同時に、この社債管理会社ですが、これも義務づけるといったようなこと

でできるだけの対応策を講じながら、必要な企業資金を直接の市場から獲得しつつ現在のこの経済全体の不況を何とか回復しなければいかぬではないかといったような我々の物の考え方、立場は違うけれども、これはひとつ我々としては理解をしてほしい。しかし、あなたの御指摘は十分理解ができますから、その点はひとつ我々のこれから行政の上にも生かしてまいりたい、かように考えます。

○正森委員 政府閣僚であり、副総理としての後藤田法務大臣としては、ああ答弁するより仕方がないと思います。私どもも、日本経済が資金の点にしろ、生産の点にしろ、販売の点にしろ、国民に有意義で迷惑をかけないよう運営されることを望んでいるのは人後に落ちません。ただ、いきなり限度額を撤廃するというようなことはいささか乱暴ではなかろうかという問題点を指摘したわけであります。今後の運営上ぜひ御配慮を賜りまして、國民がまた大きな被害を受けることがないようにしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕

その基本的なスタンスというのは、今まで株主保護を会社法が重視するという傾向があつた。しかし、E.C.の方では会社の当事者すなわち従業員それから第三者、今ここでも議論されますが、債権者をどうして保護するか、そういう方向に、いわゆる株主保護重視から従業員とか債権者をどう保護するかという方向に比重が移されてきた。こういうふうに言われているわけであります。これはなぜかというと、会社の活動というものが国際化して頻繁に国境を越える、そういう中で取引の当事者たちが国籍も法制度も異なる人々を相手にせざるを得なくなつた、そういう中で考え方を相手にせざるを得なくなつた、そういう中で考えられてきた一つの新しい方向づけだ、こう思つたのです。

そこで、物的有限責任の会社、すなわち日本で言う株式会社、有限会社について最低資本金制度を確立しよう、これは日本もこの前やりました。あと二つ、決算書の様式、その内容の開示の程度を統一しよう。三つ目は、開示される会社についてはその計算の正確性を担保するためにできるだけしっかりした監査による監査を強制しよう。この第二、第三の面について日本はまだ整つていない、不十分だ、こういう指摘があると思つたのです。

○浜野委員長 中野寛成君 ○中野委員 まず法務大臣に、基本的なスタンスについてお伺いをいたしたいと思います。

今度の商法改正の目的、意味、時代的背景といふのがやはりあると思うのです。日米構造協議でアメリカの方からの要請もあった、また一方で、最近続く企業の不祥事、会社の不祥事、そういうふうな背景の中で、これは政治改革も同じです。

そこで、この時代的な背景というものについて、そしてまた、最近とりわけ取りざたされております会社の不祥事、そのときには会社といふものが、会社の社会的責任というものをもつとしつかりと踏まえた企業經營ができるよう体質を改善していく、そういう意味もあると思います。それから、本来は、アメリカの要請といふものがありますけれども、そのもう一つ背景には国際社会からのお要求、もしくはこういう会計制度のあり方とか商法のあり方とかというものについての国際的な動向も一方ではあると思うのです。ですから

○後藤田法務大臣 私は、商法の改正というのがあるのですが、そういうのは

これによるE.C.域内の商法改正がどんどん進められていて、アメリカも大体これに同調をしていく、そしておおよその方向性というものが国まつてき上がってきた。日本はそれのおつき合はまだきちっとはできていないわけあります。

もう一つは、日本の経済が国際化しましたから、それだけにやはり国際的な、それぞの国の立場で違いはありますけれども、大きな流れといふものはあるわけですから、それと日本のシステムが食い違つておつたのではぐあいが悪いではないかといったような点からの意味合いも込めて今までまた改正にとりかかつておる、こう私は理解をしております。

そこで、この時代的な背景というものについて、そしてまた、最近とりわけ取りざたされております会社の不祥事、そのときには会社といふものが、会社の社会的責任をもつと認識しなければいけないか、この基本的なスタンスについて、まず大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

要するに企業經營に参加をする、投資をして利潤を上げて配当をもらうといったような考え方よりは、投機の対象としてしか考えていない面が非常に強いのではないか。ここらは一般の国民大衆の皆さん方も多少物の考え方をえていただかなといけないのでないかな。しかし、同時に、それならばそれでいま少しく株主というものの立場というものを法律上もきちんと保護してあげますけれども、そのもう一つ背景には国際社会からのお要求、もしくはこういう会計制度のあり方とか商法のあり方とかというものについての国際的な動向も一方ではあると思うのです。ですから

せんと、配当なんていつたって今問題になりませぬ。

そういうようなことを考えて、だから株主の立場、さらにはまた会社としての企業責任という意味においての経営のあり方、債権者に対する立場であるとかあるいは従業員の生活の問題とか、いろいろな点に目配りをしながらやつていかなければならぬのが今日の会社の大きな責任ではなかろうかな。それにふさわしいような日本の会社法の方に変えていく。国際基準にも漸次合わせていく、こういうことでなければならぬのではないか。こういうことにならぬのではなく、こう思ひながら、この法律案の説明を聞いたときには私は私なりに理解をしたわけでござります。

○中野委員 私の質問のときに言葉が足りなかつたかもしれません。というのは、ECなどを中心

にした国際社会では株主重視だつたけれども、それがだんだん従業員や債権者の保護を重視する方向にきている。日本の場合にはどちらかといふとそれが逆であったという経過があつた。これは大臣のおっしゃる認識と私も共通するものがあるのです。

ただ、この株主保護については、会社法だけでなくて、日本の経済の仕組みや証券・金融の仕組み等も含めて考えないといけないとと思うのですね。ですから、確かにおっしゃるように、バブルのときに一番顕著にあらわれ、また最近もその傾向を心配しているわけであります。

株式というのは、株主が株式を買うというところには、おっしゃるように、本来は投資が目的でなければいけないのに、言うならば投資はどこかへ行つてしまつて投機の方になつてしまつた。投資

日本の場合には基本的な形はドイツ型と大きく似ているわけであります。しかしながら、取締役会に代表取締役の任免権を付与するなどといふことは日本の場合はないわけでありまして、確かに形式

的には株主総会で代表取締役等は選ばれるわけではありませんが、なかなかその実効が發揮されないという批判があるわけであります。できるだけ

日本によつて全部法律が違つておりますけれども、アメリカの標準的な会社法の面から申しますと、現在取締役会があつて、取締役会が会計の監査をするというような形になつてゐるわけでございま

すけれども、そういうものを受けましてこの制度を全く同じにしてしまつということにはまだ

か心得というようなものがありまして、そういう発想になつたわけでございます。

これは実は今のアメリカの会社法、アメリカは州によつて全部法律が違つておりますけれども、アメリカの標準的な会社法の面から申しますと、現在取締役会があつて、取締役会が会計の監査を

するというような形になつてゐるわけでございまして、また日本人の株式会社に対する考え方ともいえます。そのため、フランスもイギリスもドイツもかなり統一的な会

社法がつくられております。そういうものがかな

り統一化される動きを示しておる。そのため、

昭和二十五年の改正で取締役会という制度が新しく入れた会社法に変えたわけでござります。例え

ば昭和二十五年の改正で取締役会という制度が新たにつくられました。アメリカでも取締役会とい

う制度がございまして、取締役会が非常に強い権限を持つてゐる。その際に、日本では監査役の権限を大幅に縮小してしまつまして、監査役とい

うのは会計の監査だけをしていてよろしい、業務の執行は取締役会が監査をすればよい、こういう発想になつたわけでございます。

これは実は今の中の会社法、アメリカは州によつて全部法律が違つておりますけれども、アメリカの標準的な会社法の面から申しますと、現在取締役会があつて、取締役会が会計の監査を

するというような形になつてゐるわけでございまして、また日本人の株式会社に対する考え方ともいえます。そのため、フランスもイギリスもドイツもかなり統一的な会

社法がつくられております。そのため、

監査役制度の大改正だと思います。この辺の制度についてはいかがお考えですか。

○清水(謙)政府委員 私ども、会社法というものは、大日本のこととをわかつたらぬというふうに日本側は怒るし、向こうの方は向こうで日本というの

わけのわからぬ国だと思うし、そういうことが今日の実態だったのではないか、こう思つわけであ

ります。

ところで、日本の会社法と云うのは、これは明治の初期にドイツ人に来ていただいてつくつてい

ただいたドイツ法を継承した形での会社法でござりますが、昭和二十五年にアメリカ法を大幅に取

り入れた会社法に変えたわけでござります。例え

ば昭和二十五年の改正で取締役会という制度が新しく入れた会社法に変えたわけでござります。例え

ば昭和二十五年の改正で取締役会という制度が新たにつくられました。アメリカでも取締役会とい

う制度がございまして、取締役会が非常に強い権限を持つてゐる。その際に、日本では監査役の権

限を大幅に縮小してしまつまして、監査役とい

うのは会計の監査だけをしていてよろしい、業務の執行は取締役会が監査をすればよい、こういう発想になつたわけでございます。

これは実は今の中の会社法、アメリカは州によつて全部法律が違つておりますけれども、アメリカの標準的な会社法の面から申しますと、現在取締役会があつて、取締役会が会計の監査を

するというような形になつてゐるわけでございまして、また日本人の株式会社に対する考え方ともいえます。そのため、フランスもイギリスもドイツもかなり統一的な会

社法がつくられております。そのため、

監査役が株主総会で選ばれる、その監査役

制度が今回出ましたけれども、そういう意味

で、ドイツに近いのかもしれないが、全く同じ

時間が必要とするのではないか。しかし、事会

○中野委員 株主総会が本当に業務、会計の面で、言うならば民主主義構造でそのチェック機能を果たすのはなかなか難しいですね。また、最近の総会屋の問題とか一口株主の問題とかいろいろ出てきますと、株主総会の運営は本当はなかなか難しい。そうすると、やはり大所高所に立つて株主の立場を大事に考え、かつ従業員や債権者のことも考える、企業の社会的責任という視点も踏まえて考えることができるのは権威を持つ監査役会、そしてまた取締役会でなければならないだろう。そういう意味では、監査役会の力はより一層中立公正的な立場で考へ得る機能を強化する場合によっては今回出されております社外監査役、それからもっと人格識見とともに豊かな会計専門家を養成していくことも一方で大変大事なのではないか。今回の改正は若干その方向に踏み込みつつあるかなと思っておりますけれども、私はまだまだそれはあくまで端緒であるとしか思えないのであります。

先ほど大臣が大体株主が軽視されているのじやないかというふうに言われたのですが、日本の場合は、先ほども申し上げましたように、商売で物を売るのじやなくて信用を売るんだとか、船場商人の家訓みたいなものもあるぐらいですから、どちらかというと、社長は親で従業員は子供であるというような関係もあって、言うならば株主保護という株式会社システムはまだ日本にはある意味では本当に定着していなくて、先ほど申し上げた欧米とは逆に、従業員とか債権者を優先するという、むしろ欧米諸国の方が精神的にはそんなに難しくないことなのではないかとさえ思うのですよ。ですから、もつと思い切って、日本は、日本本来の国民性に合わせるために、企業道徳だとか商

道徳だとかそういうもののをもつと大事にするといふ意味でも、監査役制度などはより一層充実させてしまかるべきなのではないか。

私はどちらかというと、日本の場合には企業が中心で、株主に対する配当、従業員に対する給与ではなくて、企業内の蓄積をふやすことによつて企業の力をつける。企業中心社会になり過ぎているという気がするのですね。そのことも打破していきませんと、これから国際社会での信用がつかなくなつてくる。日本の古い経済体质、それは日本の企業中心の、企業エゴ的な体质に対する批判なのではないのかという気がするのですね。これを打破していく必要があると思うのですが、もう一度、基本的には大臣から、そしてまた具体的な方向づけについては民事局長からお答えいただきたいたいと思います。

〔星野委員長代理退席、委員長着席〕

○清水(滋)政府委員 先ほど大臣の方から日本では株主が軽視されておるのではないかというようない見方も一つある、こういうことを御指摘されました。私どもも実はそういう認識でございましたて、よく引き合いに出されることでござりますけれども、日本の株主総会は本当に短期間にしやんしゃんで終わってしまう、本当の意味での株主として、会社の経営執行部との間の対話がない、こういうようなことがよく言われております。ところが、ドイツあたりは、これは私は自分で見たわけではございませんけれども、ドイツの株主総会は、株主さんが自分で弁当を持って、一日がかりで株主総会が開かれる、そして自由な質問をして、経営執行部がそれに対してもう一つに答えるというような形で、本当に株主が十分にいろいろな意見を述べる場が提供されておるというような話を私は聞くわけでございます。

そこで、そういうような観点から、昭和五十六年改正が主体でござりますけれども、株主総会における株主の地位の強化ということについての非常に重要な法改正が五十六年にされました。同時に、実際上株主総会を耳牛つておるのではない

かといふいわゆる総会屋につきましても罰則を設けるといふような非常に強硬手段を講じまして、総会屋による株主総会の支配を除外しようという意味におきましては、五十六年改正は非常に重い意味を持つておるわけでござります。重要な意味を持つておるわけでございます。ところが、現実には、やはり株主総会が一定の期間に集中してしまうというようなこともございまして、なかなか株主が自由に発言をすることができないような状況が出てゐるんだというよう指摘が新聞紙上等でもされてゐるわけでございます。そういうことの基本には、やはり株主といふものの地位を考えた会社経営といつものが考えられないからだらうと思つてございますけれども、そういう株主の地位を代弁するものとして、一方では取締役会があり、取締役会から選任された代表取締役というものがあるわけでございますが、それと並ぶような強い機関としての監査役の組織、機構というのもやはり考えていかなきやならない。

そういう意味では、先ほどもお答え申し上げましたけれども、四十九年改正で監査役の地位といふか権限を飛躍的に強化して、その足らざる部分を五十六年に補充し、そういう意味では現在の監査役というのは、権限の面から見ますと大変派的な権限、また責任も重大な責任を持つてゐることになつてゐるわけございますが、これがなかなか行使されないというような現状もあると、いうことから、今度は行使をしやすくするといふようなこと、つまり地位も、今までは二年だけれども、三年という任期にすれば安心して会社の運行部について物を言えるんじやないか。員数も多めやせば、小人数のときよりか発言力も強くなるんじゃないかな。さらに、監査役会という組織もつくれば、組織的な発言ができるので、言いたいことを上場基準としてそのような制度の設置が要求されることはアメリカでは社外監査役、これまでおりませんけれども、証券取引所に対する

てはいるようですが、そういった第三者的な立場からの公正な発言というものが反映されるということを通じて、企業が各種の法令を間違いなく守つて社会的な難を受けるような行動をしないようにあらかじめチェックすることにするということで、株主総会機能の強化とあわせて監査役制度の充実強化というものがやはり非常に重要な問題である、こういうふうに私どもは認識しているわけでございます。

○中野委員 今のお答弁の方向については、認識を一にする部分が大変多いんですね。徐々に徐々に努力をされ、積み重ねてこられているなということはわかるんです。私は、日本の株主総会の姿等も今おっしゃったとおりだと思つんですね。そうすると、先ほども私も申しましたように、監査役会の役割、使命というのは極めて重い。

そこで、先ほどちょっとECCのケースを申し上げましたが、例えばそのケースの中で、「開示される会社については、その計算の正確性を担保するため、域内各国が」これはECCですが、「当該国の法律によって國家資格を付与したしかるべき人格ある監査人による監査を強制することとした。」言ふならば、日本でいえば公認会計士、しかもその中で「人格ある」という、これは形容詞ですが、資格を持つてゐるだけではいかぬということで、より一層の大変強い指示をしてゐるわけですね。

日本も、私はむしろ日本の経済体質から考えますと、日本こそそういうことが必要なのではないかな。ですから、今回社外監査役を設ける、一人ふやし、かつ任期を二年から三年にするということがあります、私は、三年をもう一つ延ばして五年ぐらいにして、そして自立性を持たせてやつてもいいと思いますし、やはり資格を持つた人を必ず入れる。もちろん公認会計士の監査もあります、システムもありますが、監査役の中にそれを

むしろ義務化させる、そしても人數が足りなければ専門家を育成しやすというくらいの思い切ったことがあつてしかるべきではないか。それが、今、日本で軽視されていると言われる株主の保護にもつながるし、そしてまたそこで働く人々また債権者の保護にもつながっていく。最近の日本の企業の不祥事等を見るにつけても、そのことの重要性を特に痛感するのであります。なお一層の努力が望まれると思いますが、もう一度お伺いいたします。

○清水(滋)政府委員 監査役の制度というのは、これは会社の内部機関でございまして、監査役による業務の執行の監査とか会計監査というのは、いわば内部監査と言われているものでございます。我が国では既に、これは大会社についてのみでござりますけれども、資本金五億円以上あるいは負債総額二百億円以上の株式会社につきましては、これは監査法人、公認会計士または公認会計士によって設立された法人格のある監査法人による監査を受けることが義務づけられております。これは外部監査といつておりますが、こういった専門家による外部監査というのが現に義務づけられておるという状況にあるわけでございます。

恐らく先生の御指摘の問題は、そういう大会社に加えて、さらにもつと監査役自身の中にもそういった専門家を入れるとか、任期も三年ではなくて五年にすれば安心して監査役の職務を遂行することができるのではないか、こういう御指摘だらうと思います。

実は、監査役の任期につきましては、現在二年でございますけれども、これを三年にするについては、現に監査役である人たちの意見とか各方面の意見をいろいろ伺つたのでございますが、人によつては、任期は二年だけでも必ず一回は再任をする、最低四年にする、こういうような制度を設けたらどうかとか、あるいはもつと、五年といふような考え方もないわけではございませんでした。しかし、いすれにいたしましても、これは株主主総会が最終的には決めることでござりますの

で、再選の保障ということは、これは法律で明らかにするわけにはまらないというようなこと、大方の意見として、取締役は二年でございますので、監査役については三年、もし再任されれば六年という長期の期間になるというようなことが考慮されまして三年になつたわけでござりますす。

あるいは、将来もっと監査役の権限を強化するために任期は五年にしたらどうだという意見が、もしこの新しい法律が国会を通過して施行された場合、いろいろな経験を踏まえてそういう意見が出てくることもあるかもしれませんと存じます。また、社外監査役の五年というような要件につきまして、これは五年が絶対的だということではなく、ございませんで、今後のいろいろな運用の実情等から、そういうものについてのさらに改正が必要であるというようなことも出てこようかと思います。さらに、この社外監査役に選任された人たちについてもどういう人たちがいいのか。本当の意味で会社の企業行動というものを公正なものにするということをチェックし得る能力のある人、こういうことになるわけでございますが、弁護士さんとか公認会計士さんとか税理士さんとか、あるいはそういった職業の専門家以外に徳望、良識のある人、企業経営についての深い知識経験を有する人、こういうような人が必要だと思いますが、現実にはそれぞれの企業において本当に企業のためになるふさわしい人を選任されるように努力をされる。法務省としては、これを具体的に指導するというわけにはなかなかまいりませんのでも、現実にはそれぞれの企業において本当に企業のためになるふさわしい人を選任されるように努めたい努力をしていただき、こういうことに大いに期待をいたしたいと思っております。

ているわけであります。この商法監査といふものは監査結果の公開義務がない。そこで、東京佐川に対する監査意見が、適法だったのか粉飾の問題がある不適法だったのかは、会計士協会に報告されおりましても、守秘義務に阻まれて公開はされない。

企業の監査というものは本来、会社、債権者、株主の利益を守るためにあるわけですから、監査報告書のあて名が社長名になつておりますから、その扱いは社長の一存で決まるとも言われてゐるわけであります。また、平成二年度に商法監査を受けた企業は三千三百七社、公認会計士協会の調査ではそのうち二十から三十社に不適法意見が出されているとも言われております。

問題となつた共和事件の共和ですが、商法監査が必要であつたにもかかわらず受けていなかつたと言われているわけですから、その理由として、最低でも数百万円かかる監査報酬を払うよりも監査を受けなかつたときの罰金、一百万円以下の過料ですね、百万円払つている方が得だというふうとで開き直つた。この共和に限らず多くの会社が監査を受けないといふにも言われているのがあります。今後の方針も含めてお答えいただきたいと思います。

○清水(憲)政府委員 会社に対する監査結果をどういう形でディスクローズするか、こういう問題でございます。

現に株式会社については、実は法律上計算書類を官報その他で公告をすることが義務づけられてゐるわけでござりますけれども、現実にはそれがほとんど履行されていない。株式会社の数が百数十万社あるわけでござりますけれども、実際にそれを履行しているのはごくわずかである、一万社程度ではないかという説もあるわけでございます。実はそういうものについてどういう形でディスクローズをさせるかということが、これは先生からも御指摘の問題でございましたけれども、法

制審議会内部、法務省内部でもかねてからの懸案事項でございまして、これを例えれば商業登記所に貸借対照表、損益計算書等の提出を義務づけて一般公開をするというようなことをしたらどうかと認め会計士だけの数では足りない、こういうような問題も指摘されております。そういうような問題が種々ございますために、一般の中小会社のディスクロージャーというものがまだ実現をする状態にはなっておりません。非常に残念なことでござりますけれども、私どもは、その問題は引き続き懸案事項として現在検討させていただいております。

それから、先ほど先生の方から、監査報酬が六百万でもつたいたい、過料は百万円で済むので罰せられた方がいいという、そういう方がおられるのかどうか私ちょっと今まで知りませんでしたけれども、そういう違法行為をしてまでも正当な外部監査を忌避するということはゆるしい問題だと私は思いますので、そういうようなことがないようにもし必要なら法改正等を含めた対応をする必要があるのではないか、こういうより今考えた次第でござります。

○中野委員 時間が来ましたので終わりますが、先般も不動産登記法で申し上げましたけれども、言うならば商法、会社法の片仮名法律という古き悪い法律、今申し上げたようにまだ改善、改正していくしかなければならない課題は多いわけでですし、時代の要請、国際社会からの要請もあります。総合的な、抜本的な改正を含めてこの商法問題について法務省がなお一層精力的に真剣にお取り組みいただくことを要望して、終わります。ありがとうございました。

○浜野委員長 次回は、来る二十一日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。



第一類第三号

法務委員會議錄第六號

平成五年四月十六日

平成五年四月二十七日印刷

平成五年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T